

平成29年第4回邑南町議会定例会(第3日目)会議録

1. 招集年月日 平成29年5月26日(平成29年5月25日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 平成29年6月13日(火) 午前 9時30分
散会 午後 3時23分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課長	三上 直樹	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課長	洲濱 浩敏	会計課長	渡邊 庸子
羽須美支所統括課長補佐	河野 靖	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長	大橋 覚
農業委員会長	田中 正規				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局管理監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成29年第4回邑南町議会定例会議事日程(第3号)

平成29年6月13日(火) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平成29年第9回邑南町議会定例会(第3日目)会議録

平成29年6月13日(火)

—— 午前9時30分開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。12番亀山議員、13番石橋議員お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(山中康樹) 日程第2、一般質問。これより一般質問を行います。一般質問は通告順に行います。予め一般質問の順番を申し上げておきます。1番漆谷議員、2番亀山議員、3番大屋議員、4番瀧田議員、5番辰田議員、以上5名です。それでは通告順位第1号、漆谷議員登壇をお願いいたします。

- 漆谷議員(漆谷光夫) 議長。

- 議長(山中康樹) 6番、漆谷議員。

- 漆谷議員(漆谷光夫) 皆さん、おはようございます。6番漆谷光夫でございます。ええ、議場も辰田議長から新しく山中議長に代わられました。そして課長席のほうも新しく数名の課長さん、代わられました。私事で大変申しわけないわけですが、ええ、4月の改選により、再びこうしてこの質問席に帰らせていただくことができました。向こう4年間、町民が笑顔で幸せに、そうして持続可能なまちづくりのために、しっかりと頑張っ  
てまいりたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。それではあらかじめ通告書に示してありますとおり、私は三つの質問を用意させていただいております。まず、1点目は矢上高校、寮の魅力化。2番目には高齢者が安心して住めるまちづくり。そして3番目はリサイクル用回収BOXのあり方について、以上3点について通告書の順にしたがって、質問をさしてもらいたいと思います。ええ、まず、最初に矢上高校の魅力化についてであります。矢上高校は町の発展、そしてまちづくりの大切な一本の柱というふうに私は認識をしております。そして、矢上高校の存続のため3クラス90人を維持していくためには矢上高校の魅力化ということが大変重要なことだというふうに考えております。これからいろいろ質問の中で出てくるかと思いますが、まずは、魅力化ですが、地元の中学生の卒業生の、卒業生の皆さんが魅力をもってこの矢上高校を目指して入学いただけるような、こんな魅力化がまず第一番だと思います。しかしながら、いろんな事情がありまして、なかなか90人をということには難しい面も出てきます。そこで、今回の質問はどうしても地元の中学生だけでは確保できない部分の町外からの中学生の入学者、この中学生の入学者をいかにこの矢上高校に入学してもらうかということに重点をおいて質問をさせていただきたいと思います。ええ、町長は3月の施政方針の中でも、寮生と地域との交流の場を設け、そうして積極的に推進し、そうしてこの邑南の地

を第2の故郷として、いっぱい、文化とか、自然とか、邑南町のいいところを吸収していただきたいと、そういうことに力を入れていきたいということを申されました。また先般の施政方針の中でも、中では、今年の町内の中学生の入学率が60%ぐらいであったと、これからもこういうことを考え、寮のあり方、町外からの入学生の、に、対するいろいろな備えとかいうものを申し述べられました。その中で、まず、寮の、このままいきますと、寮は今86人だと言われておりますが、定員が86人だと言われておりますが、なかなかそれでは賄えないところがあるので、寮生の、あつ、邑南町に入学される生徒たちのための住まいの場、を、これからしっかり考えていくというようなことが申されました。また、一昨日の新聞では、島根留学、島根留学の2016年と同じ2017年度も184名、この島根県の中山間地域そして離島に対して、184名の県外からの入学者があったと伝えられました。中でも、島前高校は25名、お隣の島根中央高校は24名、そして津和野高校は21名、そしてわが矢上高校は18名という県外からの入学者を迎えられるというふうに伝えられました。まあ、これは本当に日ごろから関係される皆さん方が一生懸命努力された結果だと思います。そこで、私は質問をまず、一番目の質問にさせていただきますが、今年の町内の中学生の矢上高校への入学率、そして町外からの入学生、できれば近年のどういうふうに推移してきたか、またこれからどういうふうに推移することが予想されるか、この点についてまず伺いたいと思います。

●三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

●三上定住促進課長(三上直樹) ええ、町内中学卒業生の矢上高校への入学率と、ええ、町外からの入学者数の、ええ、できれば推移、ええ、あるいは今後の予測はというご質問について、あの答弁させていただきたいというふうに思います。ええ、個別の年代の数字ではなくて、まあ、平均値という形でお示しをしたいというふうに思いますけれども、町内中学校の卒業生の人数は過去7年間の平均が86名でございます。ええ、その内、矢上高校に進学された方は平均で57名、ご質問の入学率に関しましては、66%となっております。ええ、定員が90名に削減された平成27年度以降の卒業生に限ってみますと、平均89名、矢上高校への入学者数は平均53名で、ご質問の入学率は59%となっております。一方、町外から矢上高校に入学いただいた生徒数は、過去7年間の平均が31名でございます。入学生に占める町外からの入学者の率は35%となっております。同じく定員が削減された27年度以降の町外からの入学者数は、平成27年度が29名、平成28年度が35名、平成29年度が40名と年々増加傾向にございます。平成29年度の入学生に占める町外からの入学者の率は45%となっております。ええ、今後も中学校卒業生の人数が80名前後で推移するということが、まあ、推測、ああ、予定されておりますので、ええ、本年と同様他市町からの入学生確保に向け努力する必要があるものと考えております。

●漆谷議員(漆谷光夫) 議長。

●議長(山中康樹) 漆谷議員。

●漆谷議員(漆谷光夫) あつ、今、課長が説明されました。数字については。私もいろいろな資料を見て、ええ、ちょっと試算をしてみたわけですが、最近の5年間、やはり平均で、まあ、おいしい時も少ない時もあるわけですが、だい、86名。ほいから向こう9

年間ぐらいの平均をみますと、まあ、おいしい時で98名とか、ほいで一番少ないところで70名とか、それまあ、平均しますと79点なんぼ、まあ、約、先ほど言われました80名という数字が出てきました。ということは、まあ、このう、今までよりかはこれからどうしてもきびしい状況が生まれてくるということが想定されます。ええ、次に寮生の、が、今何人ざい、ええ、寮に入寮されておるのか、まあ、できれば大まかでいいですが、地域別が分れば教えていただきたいと思います。

●三上定住促進課長(三上直樹) 番外。

●議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

●三上定住促進課長(三上直樹) 寮生の数でございます。現在寄宿舎に入舎しております生徒は78名おりまして、その内、男子は54名、女子は24名でございます。ええ、地域別に申し上げますと、邑南町が4名、美郷町が6名、江津、浜田から14名、その他島根県内が10名となっております。県外出身の生徒は44名おりまして、広島、岡山両県から26名、四国地方が3名、関西地方が7名、関東地方が8名となっております。

●漆谷議員(漆谷光夫) 議長。

●議長(山中康樹) 漆谷議員。

●漆谷議員(漆谷光夫) まあ、今もお答えいただきましたように、まあ、ずいぶん関東地方、関西、いろんなまあ、全国的言いますか、いろんなとつからこの矢上高校を目指して来ていただいとるんだなあということがよく分かりました。ええ、それで次の質問ですが、まあ、私は寮の衣食住ということで、まあ、質問をさしてもらいたいわけですが、衣については医療の医でなしに、あっ、着る物の衣でなしに、医療の医ということで、まあ、質問をさしてもらいたいと思います。住については先ほども申し上げましたように先般の町長さんのしほう、施政方針の中でも申しられとりますので、まあ、これは住むところについては、まあ、心配がないのではなかろうかというふうに思います。そこで、寮生の食事についての質問をさせていただきます。まあ、私もホームページ、各高校のホームページ等でいろいろ調べてみました。それからいろいろのところで聞いてみました。それによりますと、まあ、まちがいがあったら訂正していただきたいわけですが、寮生の土、日、まあ、祝日がちょっと分からんわけですが、朝と夕については、個人の希望に沿って処置、あのう、食事が出される。ほいで、昼についてはない。そいで、平日については、ええ、五日平日があるわけですが、三日間は業者さんが弁当を納める、そしてあとの二日間はむすびとパンというふうに聞いとります。まあ、私ここで考えるわけですが、この邑南町は食ということをテーマにしておりますが、この邑南町の中にある矢上高校の寮生の食事、ほんとうに食べ盛り、ええ、中には体育系で、ええ、きびしい部活等で頑張とられる生徒さんも多々おられると思いますが、そういう中であって、何か物足りない食事ではなかろうかと思います。まあ、この食事については、やはり学校主体で行われると思とるわけですが、やはり魅力化として町としてもしっかりとそのへんをやっぱり支援したり、いろんな意味で、ええ、食事の面については遠くから来れとる生徒さんが、やっぱり食事の心配を、今日は遠征があるとか、部活動がある時に昼食の準備をするというようなことでは、非常に残念なことではなかろうかと思います。まあ、日曜についてもですね、同じことが言えるし、平日もむすびとパンとい

うことがほんとうに事実なら、ええ、栄養バランスも非常に乏しいというふうに思っております。ええ、こういう点をですね、まあ、考えましていろいろ調べてみたわけですが、近隣の高校をみますと、土日がそういう希望者とかないとかいうことはありません。書いてありませんでした。私の見る限り。それと平日の昼食についても炊事のほうで作られて、ええ、まあ、学校に運ばれるというところもあります。いうことを考えて、ええ、まあ、この寮の、寮生の食事についてどのように考えれるのか、また今後どうあるべきかについてお答えをいただきたいと思います。

●三上定住促進課長(三上直樹) 番外。

●議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

●三上定住促進課長(三上直樹) 寮生の食事に関するご質問でございます。ええ、寄宿舎生の食事についてでございますが、まあ、現状について申し上げます。ええ、平日は朝、夕食は寄宿舎でとっていただいております。昼食につきましては、ご指摘のとおり、業者からのお弁当を取り寄せたり、あのう、炊事員の方におにぎりを作っていただくなどして対応をしております。あのう、土日、祝日につきましては、ええ、希望者は朝食、夕食を寄宿舎でとっていただいておりますが、あのう、昼食に対する提供はございません。で、あのう、議員ご質問の、ええ、これについてどのような方向でというご質問でございますけれども、魅力化の会議の中では、まあ、食事について、に関することに関しましても、様々お考えがあろうというふうに思っておりますし、様々なご意見をいただいておりますが、現時点で、あのう、県立の矢上高校の、まあ、あのう、寮の食事提供の件に関しまして、あのう、深くですね、このことに対してこういう方向でいこうということに対しての議論には至っていないというふうに、あのう、考えております。あのう、今後大きな課題であって、検討していくべきことだというふうには認識しておりますけれども、現時点で具体の検討には至っていないという状況かというふうに思っております。

●漆谷議員(漆谷光夫) 議長。

●議長(山中康樹) 漆谷議員。

●漆谷議員(漆谷光夫) ええ、まあ、先ほど申し上げましたように、ほんとに育ちざかりということで、食ということは非常に親元を離れてたいへんな一番大事なことはなかりろうかと思えます。まあ、はっきり今の答弁ではこれから検討していくとかいう回答ではなかったように思いますが、ええ、まあ、私は個人的には是非大切なことなので、検討いただいて、まあ、さきほど申し上げましたように、ええ、学習や部活に生徒がほんとにご飯の心配をすることなく打ち込んでいけるような状況を作っていただきたいというふうに思えます。まあ、今後検討していただけるということを、で、私は、まあ、この質問は終わりたいと思えます。つぎに衣食住の衣です。これは衣でなしに医療の医ということで、まあ、これも遠く親元を離れてこの邑学館、明溪寮に入って生活されとります。まあ、人間ですので、健康的に、を、害したり、また病気になったりということもあろうかと思えます。ええ、まあ、近隣からの入寮者に対してはすぐ保護者の方が迎えに来られるそうです。ただし、遠方からの生徒さんについては、まあ、病気であっても、まあ、高校の先生が寮で休んでいる生徒を見舞われる程度で、まあ、先生も大変ですし、生徒さんも心細いというふうに思えます。そこでまあ、私の提案ですが、例えば

邑智病院と連携をとって、まあ、身体のことですので、大事なことです。一晩でもやはりしっかりした医療機関で療養してもらおうということが、そういうルールづくりというのが、大切ではなかろうかというふうに思います。まあ、もう1点は、この遠方からの寮生に対して、まあ、里親言いますか、この地域でサポートする、こういう制度も必要かと思いますが、まあ、なかなか病気の子どもさんを個人宅で預かるというのは難しいかな、というふうな率直な気持ちがしとります。まあ、こういう考え方にたって、ええ、まあ、これから寮生が、特に遠方からの寮生に対して、病気の時にはやっぱりどうあるべきか、この点について、まあ、お考えをお聞かせいただければと思います。

●三上定住促進課長(三上直樹) 番外。

●議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

●三上定住促進課長(三上直樹) 寮生の病気時の体制はというご質問だというふうに思います。あのう、寄宿生が病気にかかった場合の、まあ、現状を申し上げますと、あのう、インフルエンザなどの感染症の場合は、ええ、寄宿舎にあります静養室にて隔離し、感染を防ぎます。学校のある日は、病気にかかった生徒が在籍する学年部の教員が交代で寄宿舎まで様子を見に行っているという状態でございます。あのう、学校がない日につきましては、あのう、寄宿舎の宿日直の教員などが適宜様子を見ているというふうに伺っております。先ほどご指摘をいただきました、病院との連携、あるいは地域での見守りというようなご提案でございますけれども、あのう、大切なご指摘をいただいたというふうに思っております。ええ、他市町あるいは他県あたりの先進事例にも学びながら、こういった形があるのかというのも整理しつつ、状況、情報収集に努めたいというふうに思っております。その上で、あのう、本町としてどのような形が最適なのかということに関しましては、あのう、検討してみたいとこのように考えております。

●漆谷議員(漆谷光夫) 議長。

●議長(山中康樹) 漆谷議員。

●漆谷議員(漆谷光夫) ええ、先ほどの質問の食事と並んで、ええ、大切な子どもさんを、まあ、本町が直接預かるとるわけではないですが、本町にある矢上高校が、そして、ええ、寮が大切な子どもさんを預かったと言っても、まあ、過言ではないわけですので、そのへんも町も配慮いうことが大切ではなかろうかというふうに思います。まあ、検討するということでこの質問は終わりたいと思います。ええ、次に寮生と地域との交流ということで、冒頭でも町長が3月の定例会の施政方針の時に申されました。ええ、この質問の所見はですね、まあ、あのう、最後に町長さんのほうから先ほどの医食住と、この寮生と地域交流、このことについて、ええ、まとめて石橋町長のほうから所見を伺いたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、まあ、通告外でございますが、今感じたことを述べてみたいと思います。ええ、まあ、いずれにしてもあのう、食とかあるいは病気の時とか、●交流とかいうのは非常にまあ、重要な点だろうというふうに、まあ、聞いて感じました。で、特に食事については、あのう、今課長が答弁しておりましたけども、あのう、昼の弁当ですね、これがまあ、ちょっとこう、ええ、個人で買ったり、あるいはパンであつ

たり、あるいは土日にはないとか、まあ、いろんなことがあるわけです。で、この弁当についてはやはりA級グルメを標ぼうしている町にとっては、考えて行かなきゃならんことかなあと思ひまして、実はあのう、4月から食と農の戦略室を作りました。で、そこで今検討いただいているのは邑智病院の石原参与にも入ってもらってるわけですが、健康と栄養のバランスを考えた弁当作りというものを今企画として出ております。で、これはまあ、もともとは病院食も含めて、まあ、もうちょっといい物にしたいということもあるんですが、あのう、まあ、いわゆるコンビニに売っておられる弁当は、若干まあ、健康面でどうなのかっていう問題認識持っとられるわけです。ですから、まあ、いうなら邑南町版のまあ、健康と栄養のバランスを考えた弁当作りをして、コンビニとかそういう店にもおいてもらって、ええ、ほんとにあのう、身体にいい弁当作りをしようじゃあないかっていう発想なんですね。で、これがまあ、だんだんこう実現に向かっていきますと、やっぱりそういうところだけではなくて、寮生にも利用してもらうようなほんとに食べて安心、栄養がいい弁当というものがそこに提供できるんじゃないかなということも、まあ、あるわけですし、今そういう検討づくりをやっていただいているということを知っておりますので、ぜひこれをまあ、推進してもらいたいなあとというふうにまあ、思っております。ええ、まあ、病気のことは、当然邑智病院との関係というのはあるわけですし、あるいは開業医の先生もいらっしゃるわけですし、それについては高校と一緒にやっていかなきゃいけない問題。それから地域交流でありますけど、これは、まあ、漆谷議員ならではのご質問だろうと思います。石見中央自治会がああして、まあ、里親的なですね、ええ、いわゆる受け入れ態勢、そういうものを作られて、今一緒にやっていらっしゃる、まあ、そのことが一つの、まあ、モデルとなるんじゃないかなあと思います。で、やはりあのう、そういう動きをですね、ええ、途切れることなく今後も、まあ、地元中の地元ですから、今のそういった交流を続けてもらって、さらにその中から課題とかいうものがあれば、我々に示していただいて、ええ、我々が町全身体としてどういうふうにできるかということをも検討していかなくちゃいけないことがあるかも知れません。ええ、いずれにしてもあのう、せっかく遠方から来ていただいている寮生でありますので、この邑南町が3年間過ごしてほんとに第2のふるさとと言われるような交流活動というものが大変重要なかなあというふうに思っております。ええ、中央自治会の皆さん方を始め、ほんとによろしく願いをしたいなあと、まあ、いうふうに思います。

●漆谷議員(漆谷光夫) 議長。

●議長(山中康樹) 漆谷議員。

●漆谷議員(漆谷光夫) ええ、まあ、あのう、寮生との交流ですが、私はまあ、大きな夢言いますか、まあ、願望があるわけですが、こうしてせっかく縁があつてと言いますか、矢上高校を目指して、ほんとうに遠くから来られております。こうしてせっかく矢上高校の扉を開き、また邑南町に私たちと同じような食事をし、同じ空気を吸って、同じことを経験しながらこうして3年間をこの町で過ごしてもらうということは、非常に意味のあることだと思っております。まあ、最終的には思うわけですが、いずれは邑南町へということで、地元の子どもたちと同じようにこの3年間のいろんな経験や邑南町の魅力を知っていただいて、そして一度羽ばたいていただいて、またこの邑南の地で定住いた

だき、そして邑南町民として、またこの邑南町を支えていってくれるようなこういう子どもさんが寮生の中から一人でも出てもらえば有難いなあというような気持ちが大いにあるわけでございます。ええ、文化であれ、自然であり、いろんな邑南町のいいところを、学習も部活も一緒ですが、邑南町のいいところを、いい思い出をしっかりと胸に詰め込んで、思い出をつ、いっぱいこの邑南町の良さというものをまた別の場所から、ええ、邑南町のことを発信していただく、このような生徒さんがこの寮生の中から巣立ってくれることを私は強く、強く念願してわけでありますので、町としてもしっかりとできることは支援いただきたいとこのように思って、ええ、まず1番目の矢上高校寮の魅力化についての質問を終わらしていただきます。ええ、次に高齢者が安心のまちづくりということでございます。ええ、まあ、全国的には2025年問題、ええ、あるいは高齢者が更にさらに進んでいくというふうに言われております。まあ、3月の委員会資料では邑南町にかぎっては、どちらかというと高齢者の方は減ってきているというふうな資料を見していただきました。まあ、しかし、これで安心はできないわけで、一方では担い手、若手が不足しているというような現実の中で、高齢者の方やまた身体のご不自由な方がこれから安心してこの地域で住み続けられる、というようなまちづくりは非常に大切なことだと私は思っております。ええ、その観点から、これからの課題と町はどういうところに重点をおいて、これからまちづくりをすすめていくのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

●**沖福祉課長(沖幹雄)** 番外

●**議長(山中康樹)** 沖福祉課長。

●**沖福祉課長(沖幹雄)** まず、あのう、邑南町における高齢化の状況でございますが、人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、現在43%となっており、全国の27%と比べると高い状況にあります。ただし、さい、邑南町の最近の高齢者比率の伸び方ですが、ゆるやかになっております。また、あのう、高齢者の実人口は徐々に減少しております。課題としましては、核家族化が進行しており、高齢者の一人暮らしや二人暮らしの世帯の割合が高くなっていることが挙げられます。このことは生活していく上での困難さや不安が生じてくることにつながります。また高齢者を支える世代の人口の減少により、何らかの支障が出ることを懸念されます。対策としましては、邑南町丸ごと支え合いの気持ちで町や町社会福祉協議会の各施策の他、地域や団体、法人などそれぞれが支え合いや生活支援の仕組みを考えて行っていくことが大切であります。最近の動きでは公民館単位の地区別戦略で高齢者を支えるいろいろな方策も盛り込まれておりますし、地区社協でも考えていただいております、すでに実行に移されたところもございます。お年寄りを支えていくためには、今後できるだけ多くの方が年をとっても健康で支える側にいられるような介護予防、あるいは健康寿命を延していくことが今後とも必要でございます。

●**漆谷議員(漆谷光夫)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 漆谷議員。

●**漆谷議員(漆谷光夫)** ええ、ただ今福祉課長のほうから、様々な観点からこれから高齢化社会に向かって、ええ、いろんな施策をしていくという答弁、ございました。ええ、非常にまあ、大切なことだと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。次にこれは12月でも関連した質問をしたと思いますが、ええ、いわゆる高齢者あるい

は身体のご不自由な方が非常に買い物等、また通院など、いわゆる交通手段ということで、非常に負担を感じられとる、このようなことがまあ、よく言われますし、よく耳にします。これからやはり生活交通のあり方、いろいろまあ、検討していただいとると思うわけですが、少し、まあ、地域性も考えたりいろんな事情を勘案してきめ細かなやはり交通体系を整えていくことが、まあ、一番大切なことではなかろうかと思います。まあ、12月もデマンド運行等の提案に対して、これから検討していくという回答がございました。ええ、これについてまあ、半年しかたつとりませんので、ええ、まあ、なかなか難しいかと思いますが、ええ、いろいろ検討されたことについてとか、これから先ほど申し上げましたように、ええ、買い物や通院で非常に負担や不安を感じとられるご高齢の方などの、に対して、これからどのようなことが望ましいか、またどういうことをしていくことが必要なか、ええ、12月の質問を踏まえて、ええ、お答えいただければと思います。

●三上定住促進課長(三上直樹) 番外、

●議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

●三上定住促進課長(三上直樹) ええ、高齢者や交通弱者の買い物、通院など生活交通確保について、ええ、何が必要かと、まあ、こういったご質問であつたろうかというふうに思います。ええ、本町におきましては、平成18年度に邑南町生活交通検討委員会を設置し、生活交通に関する課題を洗い出し、必要な施策について3年に一度報告をいただいているところでございます。最も新しい報告は今年の2月にご提出いただいております。ええ、その中では平成26年度に示されたご意見に対する対策の進捗率は64.3%として、まあ、一定の評価も得ているところでございます。ええ、29年2月に示されたご意見、まあ、一番最新のご意見でございますけれども、まあ、議員ご指摘の高齢者の安心につながる生活交通の確保に関する事項といたしましては、ま、例えば、医療機関や主要商業施設近郊にお住まいで、徒歩ではこれらの施設に行けない方々や、町営バスの停留所から遠距離にある方々が、町営バスが主要路線しか走っていないために使えないとのご不満を感じておられる点について取り上げております。ええ、この点については、試験的な運行も含め検討事項として捉えております。ええ、ただ、前提となる課題認識の中では、邑南町は広域であり、町営バスとして、町内隅々まできめ細かく移動手段を確保することは困難であり、今後は地域と共に検討し、新たな移動手段の検討を行う必要があるとも示されております。ええ、3月議会においてご紹介もしておりますけれども、すでに羽須美地域においては、羽須美地域の交通を考える会が立ち上がり、生活交通のあり方について検討が進められております。あの、羽須美地域においても、必要な時に軒先まで迎えに来て、目的地まで送る、いわゆるデマンド型の輸送形態が議論となっております。一方で、ええ、公共交通には町外からの利用者にも配慮し、同じ時間に、同じ場所で乗り降りできる定時、定路線型の運行が求められておることも事実でございます。また安全で安定的な運行が行える運営体制の確立についても配慮していく必要があるというふうに考えております。あの、また実現に向けてはですね、あの、町営バスやタクシー助成と、ええ、既存の運行主体との調整も必要となってこようかというふうに考えております。あの、これらの課題を含みつつ、今まさに議論が進められているところでございます。あの、他地域においても生活交通確保に向けた主体的

な議論が進むよう、さらに情報の共有に努めてまいりたいとこのように考えております。

●漆谷議員(漆谷光夫) 議長。

●議長(山中康樹) 漆谷議員。

●漆谷議員(漆谷光夫) ええ、ただ今説明がありましたように、地域事情、それと利用される方のいろいろな思いもありましょう。そういうことを加味してぜひとも今回の質問は特に高齢者に配慮した、バス停にといい方の思いを汲んだ交通体系をぜひとも取り入れてほしいということでございますので、そのへんも考慮したこれからの生活交通のあり方というものをしっかりと、これからも進めていただきたいというふうに思います。まあ、次に質問に移りますが、やはり交通だけに頼るとするのは、なかなか先ほど来、説明がありますように難しい点があります。そこで、まあ、家庭にいながらにして、買い物等をできる方法はないかということでございますが、ええ、島根県の西部のある町では、ええ、大手のあるメーカーと町が共同で今、実証実験を行っております。ええ、ケーブルテレビを使って、いろんなカタログを見て、ええ、買い物をして、で、地元の店舗から買われて、地元の業者さんが、はい、ええ、家庭に届けるというようなシステムを今実証的に行われとります。まあ、こういうのもそっくりそのまま利用するということでなしに、ではありませんが、やはりせっかく本町にもケーブルテレビ、各家庭に光網が入るとるわけですので、ええ、多目的にこういうケーブルテレビを利用する面からもこれから高齢社会に向かって、ええ、しっかりとこういうものを活用していく必要があるではなかろうかというふうに思っております。ええ、この点について、ええ、まあ、これは提案ですので、ええ、どういう思いがあるのかということについてお聞かせいただければというふうに思います。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、議員お話の件ですが、このことにつきましてはすでに公表されておりますので、お名前も挙げ、お挙げしたいと思っております。ええ、これはあのう、津和野町でございますけれども、ええ、津和野町での高齢者支援の実証実験は津和野町と株式会社シャープが提携して、昨年12月から今年の2月末までの約3カ月間、ええ、地方創生加速化交付金を使用し行われておりました。ええ、内容は町内の50世帯を対象におおなんケーブルでも行っております、見守りサービス、ええ、その他テレビ画面のオペレータなどを介して食材などの注文、配達を受ける買い物支援サービス。下ごしらえをしてあり、簡単に処理できる食材パックの配達を受ける食生活サポートサービスがございました。ええ、津和野町にその評価と今後の計画をお伺いしましたところ、ええ、この実証実験終了後、アンケートを行っておられまして、ええ、買い物サービスにつきましては、現状では特に困っていないので必要がないと思われるけれども、将来的には必要になるかも知れないという意見が多いようでした。一方、見守りテレビにつきましては、親族の方から安心できるという回答が多いようでもございました。ええ、今後の計画につきましては、ええ、今年度さらに500世帯を対象に同様に実証実験を行うため、総務省の補助事業を申請していらっしゃる。ただ、今現在は採択待ちになっております。ええ、津和野町ではこうしたことを通じ、受益者負担も検討しながら今後の方向性を見出すこととしておられます。ええ、本町におきましてはこうし

た高齢者の皆さんの生活を支援していくことは大切だと認識しております。ええ、しかしながら、同様のサービスを行うためには、ええ、ケーブルテレビのシステムを双方向にする必要があること、それから新たに町と事業所などが一緒になってそうした仕組みを構築する必要があることなど、大きな課題がございます。また町といたしましては、地区別戦略を通じ、皆さんが自分たちで今後安心して暮らしていける住みやすい環境を作っていただくことを願っております、そこにはそうした地域の資源が、支援が形づくられていくものと思っております。言われます支援策につきましては、一つのツールとして今後研究していきたいと思っております。いずれにいたしましても、ええ、今後重要性を持った課題になると思われますので、どのような方法があるか今後また研究してまいりたいと思っております。

●漆谷議員(漆谷光夫) 議長。

●議長(山中康樹) 漆谷議員。残り時間が10分を切っておりますので。

●漆谷議員(漆谷光夫) はい、分かりました。ええと、まあ、今のは、提案ですので、ええ、一つのツールとしてこれからの検討課題として、まあ、念頭においていただければというふうに思います。ええ、次に3番目の質問です。ええ、リサイクル用回収BOXのあり方言いますか、これから、まあ、どのようにしていかれるのか。どのような維持管理をされるのか、この点について、まあ、伺いたいわけですが、ええ、まあ、このリサイクル用回収BOXは、いろいろ町をみていただきますと木造で屋根付きで、主に、主に言いますか、リサイクルですので、段ボール箱とか雑誌とか、新聞とか、を、回収、皆さんが利用される回収BOXであります。まあ、これは平成11年、平成12年度ぐらいにできたというふうに書いてありますので、まあ、この設置の経緯言いますか、いきさつと、まあ、設置状況ですね、ええ、私もいろいろ見て歩きましたが、ところによって、ええ、まあ、利用頻度の高いところ、利用率が非常にたからい、高いところ、まあ、大通りに面して非常に不特定多数の方が利用されるところ、まあ、いろいろありました。ええ、こういう観点に対して、ええ、最後、何がして欲しいかということは最後の質問でいたしますが、まずはこの設置の経緯と設置の現状についてお答えください。

●種町民課長(種由美) 番外。

●議長(山中康樹) 種町民課長。

●種町民課長(種由美) 始めにリサイクル用回収BOXの設置の経緯でございますが、先ほどおっしゃいましたように平成11年度、12年度に島根県の間伐材製品導入事業で補助率10分の10の事業を活用して設置したものでございます。設置の現状としましては、旧町村で当時の設置場所の選定などにつきまして若干取り扱いが異なっております。希望した集落に設置したり、各自治会に設置すると決めまして、自治会と相談して設置したり、あるいは活用しやすいよう道路沿いや町営住宅付近へ設置したということを聞いております。土地につきましては、いずれも公有地を優先としまして、民有地の場合はリサイクル用回収BOXの形状が現存するまで無償でとの扱いで今日に至っております。設置箇所数は、石見地域が23箇所、瑞穂地域が6箇所、羽須美地域が16箇所の合計45箇所でございます。いずれも設置から20年近く経とうとしておりますので、現在までの利用頻度や設置場所の環境状況によりましては傷みがひどいBOXもあると認識しております。なお、県補助事業を活

用せず、集落等でリサイクル用回収BOXを設置されているところが15箇所ございます。以上がリサイクル用回収BOXの経緯と設置の現状でございます。

●漆谷議員(漆谷光夫) 議長。

●議長(山中康樹) 漆谷議員。

●漆谷議員(漆谷光夫) ええ、一緒に聞けばよかったんですが、利用状況そして維持管理状況は誰がどのようにされておるのか、まあ、非常に利用状況というのは先ほど申し上げましたが、これは自治会が設置したと言いながら、非常に公共性の高い、不特定多数の方が使われる施設だというふうに私は理解しとります。ええ、まあ、従いまして、ええ、まあ、今からお答えがあると思いますが、この老朽化に伴い、今後修理や修繕については、ええ、どのようにされていくのか、ええ、先ほど、じゃあない、あのう、先般伺ったところによりますと、これは自治会で設置したのだから、自治会で直しなさいということだったと思いますが、まあ、BOXの前にも書いてあります、ここがいついかなる時には、違う場所の回収箇所を持って行ってくださいということは、どこの町内のBOXを使ってもいい、非常に不特定多数、自治会の会員ばかりでなしに、町民の方がどこを使ってもいいということで非常に公共性の高いものを自治会で直すというのはちょっと私は納得いかないわけですが、その点を併せて、2番、3番これはこの質問の一番大事なところですので、しっかりとお答えをいただきたいと思います。

●種町民課長(種由美) 番外。

●議長(山中康樹) 種町民課長。

●種町民課長(種由美) はい、えと、利用状況と維持管理のほうを先に説明させていただきます。えと、リサイクル用回収BOXの利用状況につきましては、担当課としては今まで調べたことはございません。維持管理につきましては、合併後は日常の清掃、簡易な修繕など、議員が先ほどおっしゃいましたように維持管理につきましては利用される方、地域や自治会で行っていただくようお願いしてきております。なお、自然災害などで、大規模な修繕が必要となった場合は、町が負担することとしております。で、今後の、えと、BOXが老朽化により、今後、町としてどのように対応するかというご質問でございますが、平成11年度、12年度の設置時にはBOXとしての形状が現存するまでとの考えでして、具体的に老朽化を想定してどのようにするかという検討はなされていないまま、今日まできているというのが現状との見解でおります。近隣の町では、可燃ごみのごみステーションと兼ねておりまして、リサイクル用回収BOXをほとんど設置していないところもございますし、町においてもごみステーションの箇所と比べますと、ぼっち、BOX設置率は13%あまりで、ほとんどがごみステーションと兼ねているような状況でございます。また、リサイクル用回収BOXがなくても、邑智クリーンセンターでは収集当日の朝、収集場所に正しく分別して、決められた出し方で出してあれば、雨に濡れていても収集しております。しかしながら、町といたしましても、リサイクル用回収BOXの果たす役割は大きいと考えておりますので、今後はケースバイケースで対応を検討してまいりたいと思っております。ただし、予算が伴うことですので、BOXの材質等の検討も併せまして、計画的に進めていく必要があると考えております。なお、日常の清掃や簡易な修繕などは今までどおり利用される方や集落や自治会など地域の皆さまに引き続きご協力をお願いしてまいりたいと思っておりますので、ご

理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

●漆谷議員(漆谷光夫) 議長。

●議長(山中康樹) 漆谷議員。

●漆谷議員(漆谷光夫) ええ、まあ、ケースバイケースということで、まあ、非常にあいまいな回答だと思うわけですが、まあ、修理不可能をどこで判断するかということは、また地元と相談しながら、今、実は扉が壊れて修理、この、まあ、地元でも一生懸命直してきたわけですが、まあ、修理不能ということで、ええ、なぜか、管理は地元と言いながら、町民課のほうが行って、使用できないように、ええ、グルグルと縄をはってあります。ええ、まあ、今月は環境月間であります。環境月間ということで、これからのですね、非常に町並みいろいろ、まあ、野ざらしになって、雨に濡れたり、風に飛ばされたり、雪に濡れたりということはあんまりいいことではありませんので、まあ、ケースバイケースということをお願いに理解してこの質問を終わらせていただきたいと思います。これで三つの質問すべて終わりました。ええ、これからのこの質問をいかしていただき、反映していただき、ええ、皆さんが住みやすいまちづくりになれば、いうことを、思いを伝えまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

●議長(山中康樹) 以上で漆谷議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時45分といたします。

—— 午前10時32分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。続きまして、通告順位第2号、亀山議員登壇をお願いいたします。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、12番亀山でございます。ええ、去る3月の定例会では皆さん方にお別れを申し上げて終わったわけですが、また多くの方のご支援、ご指示をいただきまして、また帰ってまいりました。これから4年間、16回、この場でまた皆さん方とお付き合いをお願いいたしたいと思います。ええ、最近特に、今朝はなかったですか、あのう、町村議会についての大変な、あのう、報道がなされました。議会制度を止めて、町村総会を検討しなければならないという自治体が出てきたということです。まあ、邑南町の場合、まだそういった自治体に比べると人口も多いわけですが、まあ、町民の皆さんからの負託を受けてしっかり働ける議会議員、また議会としてこれからも頑張っていきたいと思いますのでどうかよろしくお願いいたします。ええ、それでは今回は2点通告しておりますが、一つはフィンランドとの国際交流について。もう一つは防災の、自主防災組織についての支援について挙げております。まず初めに、フィンランドとの国際交流の主目的について、あのう、通告しておりますが、これは先日の質疑の際に、ええ、伺いましたところ、躊躇することもなくパラリンピックキャンプ招致が目的だという課長からの答弁でありましたが、ええ、昨年来、この場で質問をしたり、してくる経過と少し様子が変わったように思いましたので、これまでの、あのう、論点を整理したりということで伺います。ええ、そこで、この度の補正で、ああ、予算において、邑南町の奨学金の基金7千696万2千円があったわけですが、これを1千

万を取り崩すと言いますか、抜いて、フィンランド共和国の国際派遣交流の貸付基金に充てることの条例が提案されております。奨学金の貸与に1千万をへして、影響はないのか、これは昨日の、ええ、先日の質疑でも伺いましたが、その時の答弁で貸付残の表現について、貸付残は2千数百万円ということがありました、貸付残の、私の理解は、今、貸し付けておる金額と理解しましたが、同僚議員さんに、が、その後、聞きますと、貸付残というに残つとる基金の、残つとる金のことじゃあないかということがありましたんで、この点も改めて、ええ、質問して、影響があるのか、ないのか、それと基金の状況について再度お伺いいたします。

●日高等学校教育課長(日高始) 番外。

●議長(山中康樹) 日高等学校教育課長。

●日高等学校教育課長(日高始) ええ、まず、邑南町奨学基金の貸付残高、ええ、ということについてでございますけど、ええ、これにつきましては、あのう、実際に、要は貸しているお金の金額のことを、あのう、貸付残高というふうに言いますので、ええ、実際に貸し付けている部分でございます。したがって、残っている、要は基金が残っているということではなくて、ええ、貸し付けている、要は貸与しているその金額自体をいうものでございます。ええ、したがって、ええ、まあ、あのう、直近の数字で申し上げますと、平成28年度末で2千191万5千円でございます。これはですね、あのう、実際に奨学金制度、合併して同時にスタートしておりますが、一番この額ですね、ええ、貸与、そういう意味で言いますと貸与残額、要は貸し付けている、貸与している額のことでございますが、これが一番多かったのは、平成22年度で、3千502万円でございます。まあ、その後、年々その金額が減少しております、先ほど申し上げました、28年度末ではそういう数字になっております、したがって、1千万円減額後の6千696万2千円という基金額から考えますとまだかなり余裕があるという状況でございます。そういったことから、1千万円を減額いたしましても当面の間は基金が不足するということにはならないという判断をいたしております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、奨学基金の残高に、ああ、運用について、今のところは余裕があるという答弁でございましたが、ええ、奨学金の貸与の充実、このほうにその余裕があるんなら考えるべきではないかと思えます。ええ、日本一の子育て村構想を掲げておる本町で、この奨学基金、子どもたちが健やかに育つための、学校へ通うための奨学資金であります。ええ、貸与の対象としては、この条例では他の奨学金を受けていないことが条件です。これは他の、ええと、日本育英会、今、名前は変わりましたが、そういった所でもほかの奨学金と重ねて受けることはできんとなっておりますが、邑南町のこの基金条例になりますと、高校で国公立の場合1万円ですよね、月が。私立の場合1万5千円。大学で3万円。私立で3万5千円です。この額でしっかりその家庭的な事情で奨学金をからにゃいけんいう子どもさんのために、月額この金額で足りるのだろうか、他で借りることが許されんのなら、この金額も見直していくべきではないだろうか。それと今、国あげても検討されとります、貸与から給付、奨学金はですね、そ

ういった考え方もされとるわけですが、この奨学金制度、条件整備を合わせて、検討すべき時ではないかと思いますが、そういった考えがないか、まず伺いをいたします。

●日高等学校教育課長(日高始) 番外。

●議長(山中康樹) 日高等学校教育課長。

●日高等学校教育課長(日高始) ええ、奨学金貸与の充実が必要ではないかということに関しましては、確かに余裕があるということであれば、一人当たりの貸与額を増やすという考えもあるかとは思いますが、しかしながら、この基金自体は、向学心を持ちながら経済的な理由によって就学が困難な方に学資を貸与することが目的でございまして、先ほどもちょっと話がありました、いわゆる給付型といわれる返済の必要がないものとは異なっております。お金を貸与する、まあ、貸すというものでございますので、当然返済が必要となります。その返済ということを考えますと、貸与額が上がれば当然返済する金額が上がっていくということでございます。返済もきつくなっていくということにもなります。また、最近では全国的に借りた奨学金が返せない、という事例も増えているという状況もあります。そういった面から、後で返済することの負担の大きさも考え、貸与額を増やすということには慎重になる必要があるというふうに考えております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、奨学金の基金の条例については、あのう、今考え直すことは考えていないということであります。分かりました。そこでその1千万を今度はその持って行き場所として、フィンランド共和国との交流派遣の貸付基金のほうへ持って行くことに提案されております。これはまあ、考えれば子どもたちのそういった勉学のため、子どもたちが勉強しようとするにつなげるのかの思うて、も理解できるんですが、この度、提案されました補正予算においては、この基金の管理費というものは、私が考えますのには、ええと、教育費の項でいうところの保健体育費の、また目という保健体育総務費のパラリンピック招致活動費のその中に位置付けてあります。私はこれは基金の目的として、フィンランド共和国への派遣を通じて、国際的な感覚を養い、地域の発展に寄与できる人材となるためと挙げてある、そういった目的からするとこれは項として、教育総務費か、あるいは社会教育費とすべきではなかったのかなあとと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 先ほどのご質問につきまして、ご説明をさせていただきます。東京パラリンピック合宿招致推進室では、2020東京オリンピック、パラリンピックに向けて、フィンランド共和国のゴールボールチームの事前合宿招致活動を進めております。また、昨年6月に国よりホストタウンとして認定をいただき、フィンランド共和国との人的、文化的等、文化的交流等につきまして、財政措置を含め確かな後ろ盾を頂きました。本町がこれらの取り組みを通して、最終目標として位置づけています、福祉と教育の先進国のフィンランド共和国との交流からの学びを通して、日本一の子育て村構想の強化あるいは具現化に向けて、さらに、本町の、

暮らす誰もの人権が守られ障がいがある無しにかかわらず、誰もが住みやすい町にしたいという強い思いから本事業を展開しているところでございます。昨年度は町内の中学校、高等学校の生徒及び養護学校高等部の生徒の皆さんに交流交渉団としてフィンランド共和国に派遣をいたしました。今年度につきましても、教育委員会が願う世界へも羽ばたける力の育成に向け、また、国際的な視野の醸成に努めてまいりたいと考え、町内の小中、あっ、失礼いたしました、中高校生及び養護学校の生徒さんを対象に、派遣事業を引き続き実施してまいりたいと思っております。この派遣事業が2020東京オリンピック、パラリンピックまでにつきまして、町内の中学校、高等学校の生徒及び養護学校の中等部、高等部の生徒の派遣が、ある意味少なからず民間による草の根的な交流の意味を期待する、あっ、民間による草の根的な交渉の意味を期待できることから、この基金の予算につきまして、保健体育費に計上させていただきました。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、今、答弁いただいたように、今の、この、生徒をフィンランドへ派遣することについては、今の教育的な観点から世界へ羽ばたける、そういった人材を育成することが目的だと言われた。ほいで、実際行く時には、交流交渉団として、パラリンピックの招致の目的のほうへなってしまうと。そいでその中で、この度の貸付基金の条例にもありますが、その前には、ええと、このフィンランド共和国への交流派遣実施要綱というものが、ええ、3月の22日で告示されております。この生徒をフィンランドへ派遣することについての費用負担、いろいろなことについてはこれまでも委員会、全協でもあったかも知れませんが、はかられて、いろいろ議会としても、いろいろ意見を申し上げてきたところでありまして。しかし3月の議会が終わって、それがこの要綱、あるいは基金の貸し付けの条例にたい、に、十分反映されてきたのかどうかということが疑問でありますので、ここで、あのう、これまでの審議してきた経過も含めて伺いますのであります。そこでこのまずは貸付基金の条例についてですが、派遣事業への、あっ、第1条での中に、派遣事業への参加の保護者負担を貸し付けることが1条でうたっております。そこで、6条では貸し付けの額は、渡航費の半額を上限とするのとあります。これ、要綱と一緒に見たら分かるんですが、これだけ見ると、渡航費いうと一応予算化されとりまして、30万。30万の半額と、おうじゃなあ、30万の半額と理解するんですが、これだけ見ると、渡航費だけであるとちょっと理解がむずかしいところがあります。それとこれは一人当たり1回きりであります。それで奨学金なら毎月、毎月借りていって、3年間とか、大学の4年間のうちにはかなりの金額になりますが、これは1回きりで最高でも15万円程度だと思えます。これも質疑で伺いましたが、確認のためもう一回。第7条で連帯保証人を一人立てなければならない。町が派遣するパラリンピックのキャンプ招へい事業に自己負担を出して、その借入金に対して、なぜ連帯保証人が必要なかというところを、もう一度確認さしてください。

●**大橋生涯学習課長(大橋覚)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 大橋生涯学習課長。

●**大橋生涯学習課長(大橋覚)** 先ほどのご質問でございます。生徒の派遣につきましては、

国際的な感覚含めた、ええ、醸成を求めるものでございます。先ほども、ええ、ご説明さしていただきました、ええ、直接フィンランドに参りまして、昨年度のような交渉の場面というのは、ええ、極力少なくしていきたいと思っております。基本的には、ええ、子どもたちの交流ということになりますので、ええ、フィンランド共和国の中学生であったり、高校生であったり、あるいは企業体であったり、まあ、そういったものを中心に交流をしていこうというふうに思っております。ただ、その交流が、招致に対して少なからずという表現をさしていただきましたけど、交渉にも影響があるだろうというのは認識をしております。まあ、そういうふうな関係で交流というふうに考えております。で、先ほど負担につきましてでございます。目的から考えますと、より多くの生徒の皆さまにフィンランド共和国に行っていただきたいという思いがございます。その中で負担というものをしていただきながら、常にその基金も含めまして、ええ、うまく運用していきながらより多くの子どもたちというような認識で自己負担というのを考えさせていただきました。以上でございます。え、あっ、すみません、連帯保証人につきましてでございます。ええと、先ほどもありましたとおり、ええ、奨学金同様、ええ、給付金ではないという、貸し付けるというところで、ええ、連帯人保証人を設けさせていただきました。以上でございます。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、昨年の夏に22、23名になりますか、あのう、フィンランドへ行って来られました。その内、中学生、高校生8名だったですか、行ってこられました。その帰って来られた報告を伺ったりする時に、その生徒さんのそのフィンランドでの意見発表ですか、それは英語でされた、フィンランドのその関係者の方にもたいへん感銘を与えるような素晴らしいものだったと伺っております。昨年のこれだけの23名の人をフィンランドへ送りかえ、送り込んだ成果というものは、この8名の学生たちの成果でもあったように思うんですね。それを今年度からは、その交流でなしに、ああ、交渉でなしに交流のほうへウエイトを置くということでしたが、そうすると交渉のほうは、大人がその関係の団体の代表者が行って交渉されて、生徒だけは交流だと、交流ということだから、やはり、今の奨学金同様に負担、ああ、貸し付けをしたり、負担金を取っていくということなんですけど、そこでもう一つ、この派遣の実施要綱についてお伺いしますが、ううんと、ここではこれは、ええと、委員会等でも協議して委員会としての意見もあったわけですが、その時に出てきたのには、ええとですね、いろんな意見がある中だったんですが、ええと、これ要綱の中で第12条、派遣に必要な費用および私的な費用については、派遣生徒の保護者が負担するものだと、それで、派遣に必要な費用について、邑南町が半額程度を助成するということがありました。それで、この半額程度というのがあるんで、基金のその渡航費の半額というのがここでよく分ってくるわけなんですけど、全額でなしにですね。そこでですね、内容的に教えてください。先ほどあのう、の、6番議員さんの質問でもありましたように、ええと、矢上高校へは県外、まあ、町外からの入学生がたいへん最近多いということで、ええと、45%ですか、現在それまでになつとると。それで派遣要綱の中で第5条にありますのは、その派遣対象の要件として、町内公立中学校または町内に設置されている島根県立矢上

高等学校および島根県立石見養護学校中等部、高等部に在籍している生徒であるということ、これがうたわれております。いうことは県外からこの矢上高校へ来られた生徒さんもこれを申し込めば対象になるのか、反面、邑南町に住所がありながら、石見中央高校や隣の新庄高校へ通う子どもには、このフィンランドへ派遣される資格がないのか、その点について教えて下さい。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 貸し付ける対象についてでございます。条例含めて明記させていただきましており、邑南町内の学校に通っている者は町内であっても、県内であってもそれを貸し付けるという対象にしております。ただ、あのう、議員さんがご指摘いただきました町内の者が町外の学校に行っている場合は、どうなのかということにつきましては、現在のところは想定をしておりません。以上でございます。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええと想定をしていないということですが、想定をしていないということは、それはここへ、ええと、派遣の要綱からいうとこれに申し込むことができないと理解するのでしょうか。想定をしていないというのはそういったことが起こり得ないと考えておるのか、仮にあった場合はそれは断るということなのか、その点をはっきり教えてください。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) ええ、条例に上程をさせていただきますとおりでございます。ええ、町外につきましては対象外というふうに考えております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、このフィンランドとの交流それからパラリンピックのしょう、キャンプ地を、キャンプを招致するという大きないろいろ要綱、貸付基金の目標から言うた時に、町内の高校へ、町内の中学校へ限定して、その初めに掲げた大きな目標と合致できますか。将来邑南町の柱となって活躍してくれるべきそういった人材を育てるのに、石見中央高校へかよちゃあ、たら、おお島根、島根中央高校あるいは新庄高校へ通う生徒はこういった対象からはずすということで理解していいですか。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) ええ、現在のところ条例に上程をしております対象のみというふうに考えております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、条例は貸付基金を貸し付けるための条例です。フィンランドへ派遣するのは、これは要綱であります。ですからこれは極端にいうと議会の議決なしにでも執行部の考え方が変わればそれは要綱として成立するんですよ。変更

して交付していただければ。できるものですので、を、前提として、再度伺いますが、今は、今答弁があったように島根中央高校、新庄高校へ通う生徒はフィンランドへ派遣する対象外で、考え直す、あのう、気持ちは今ないと考えて、しつこいようですがお願いします。

●土居教育長(土居達也) 番外

●議長(山中康樹) 土居教育長。

●土居教育長(土居達也) ええ、あのう、おっしゃるように邑南町を担ってくれる人材ですので、どこの高校、中学校に通っても、ええ、同じというふうには考えております。ただ、今現在考えている中で、去年は夏休み中に出かけました。ところがこれからこのことを考えた時に、夏休み中ということだけではない場合も想定をしております。まあ、そういった中であって、ええ、いろんなまあ、高校であるとか、中学校であるとかいうようなことを、まあ、あのう、調整していくことは非常にまあ、難しいなあというふうに考えております。もちろん、ええ、参加するためには、その参加する学校長の、ええ、許可といいますか、まあ、そういうことも必要になってきますので、まあ、そういったことを理解してもらうということが非常に困難な場合もあると思いますが、ええ、おっしゃるように町外に在籍する子ども達、あるいは町外の高校に行ったり、中学校に行ってる子どもたちも、まあ、同じ子どもたちでありますので、まあ、そこらへんをもう少し検討する必要があるというふうには思っておりますので、ええ、まあ、条件の部分を考えてみたいと思います。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、今、教育長から答弁いただきましたのは、条件等も検討してみるということで、これはまあ、要綱で、教育委員会で検討していただければいいことではないかと思えます。そこで町長にお伺いいたします。ええと、このフィンランドへの派遣の要綱を委員会で検討する時に、今はこの要綱では渡航費の、あのう、半額を助成するという事ですが、2020年度以降は助成しない方針だという話もその時でございました。そこでですね、ええと、今年の場合、確かにフィンランドへ行くその子どもたちに期待するのは、交渉ではなく交流を期待するんだという先ほどの答弁でしたが、ううんと、29年度の予算案審議の資料の中にあります、その渡航費の合計は360万です。ん、ああですね。それで、保険料等含めて371万9千円。そこで中高生については一人当たり30万の8人の2分の1を掛けたものです。半額を自己負担を徴収することありますねえ。そこで中高生の負担は8人を、15万を8人出したら、120万ですね。370万あまりのその費用に対して120万の自己負担を求めるといっていますが、先ほどありましたホストタウン推進のための財政措置、国から措置してもらうのは、いろいろその中に項目としてある中で、ホストタウンと相手国の学校生徒等が相互に往来する経費、これはホストタウンの事業として、国が支援しましょうというてあります。その措置額は対象経費の一般財源の合計額の2分の1、国が見てくれるんですね。370万の内の2分の1は、まあ、これが部分的に対象にならん部分もあるかも知れん、おおよそ370万に対して2分の1を国が面倒見てくれる、特交で見えてくれるということなんです。そうすると、120万を、保護者ですね、これ、児童じ

やあない、ああ、生徒じゃあない、保護者から徴収した場合、町の財政的な差額というものはホストタウン、うう、保護者から負担金を領収しなかった場合は、その部分については一般財源を出すんなら国が見てくれるということで、最終的な差額は60万になるんですよね。町の負担が。で、そういったことを考えると、2020年まで負担を取らん方がええんじゃないか思うんですよね。パラリンピックのキャンプ地の招致に、それは交流も一つの招致に対しての大きな力になるんですよ。そうすると町がすべて見てもいいんじゃないかと。同じ皆さんが行く中でその中には友好都市の関係の人も行きましょう。それから事前合宿の関係の方も行きましょう。そういった人が一緒に、ええと、今年の計画で行くと16名ですが、行く中で生徒だけは負担金がある、他の人は仕事で行く、いうのはちょっとおかしいことはないかと思うんですよ。そいで、実施要綱にもうたってあります、豊かな国際感覚や日本人としての自覚と責任感を身につけ、地域社会に貢献できる人材の育成をはかるとあります。そいで、これまでもこの生徒をフィンランドに派遣することについては、ええ、いろいろ意見を交わしてまいりましたが、昨年6月、ちょうどこの時期ですが、フィンランドへそれだけの大勢の人を派遣する目的は何かと正した時に、当時の能美課長は、ホストタウン登録には交流ということがキーワードで交渉というよりも交流ということが非常に重要だというのとられます。ほいで、石橋町長はその時に、フィンランドのゴールボールを招致するというのは、きっかけであって、最終目的は先進地であるフィンランドとの交流が大事なんだといっとられます。そういったことで私も理解し、町民の皆さん方もそういった邑南町の福祉政策、障がい者対策、それから子どもたちの国際感覚を養うためには必要なことだと理解してきたわけですよ。それが先ほども言いました、これは実際に起こるかどうかわかりませんが、2020年度以降は町は負担しないと。すべて生徒については自己負担で行きなさいと。その代わり貸付金はあるかも知れませんが、今の基金が通った場合は。ということは日本一の子育て構想には、ふさわしくないのではないかな。日本一の子育て村構想にふさわしい青少年の国際交流派遣事業を町長に望むわけですよ。町内ではフィンランド協会の設立、また活発な活動もあります。フィンランドで見てきたネウボラを参考にした子ども丸ごと相談室も誕生すると聞いております。それとノルディックウォークのされる方も最近よく見かけるようになりました。フィンランドとの交渉がここまで来ておる中で、昨年同様子どもたちについては町が全額負担して、その交渉団に加わってもらう、また2020年度以降はそれは負担はわかりませんが、今後ともそういった国際交流を維持するということを、町長、約束していただくことはできませんでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、今のご質問については、かなり教育委員会では議論された結論で今回提案されてるというふうに思ってますので、ええ、まずは教育委員会の見解を聞いていただきたい。その後、私はお答えしたいというふうに、まあ、思います。

●土居教育長(土居達也) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土居教育長。

●土居教育長(土居達也) ええ、このう、まあ、貸付制度言いますか、これを出さしていただいたことについて、教育委員会の中でいろいろ議論をしました。またあのう、県外

のそういった制度を設けているところにも視察に行って、いろんなあのう、情報を収集をさしていただきました。で、まあ、あのう、昨年度の場合は、ほんとに交渉という部分がかなりの、まあ、日程的にですね、活動内容もそういったものが多かったと思います。これから子どもたちが、まあ、フィンランドに行った場合に、同じような活動になるかどうかということは、まあ、交渉という部分はずいぶん、あのう、日程から減っていくんだろうと、まあ、そういうことが、まあ、想定されました。まず、それから先ほどおっしゃった、あのう、目的でも言いましたように人材育成ということが大きな狙いになりますので、昨年は学校推薦ということで、ええ、お願いをしました。推薦ということですから、当然、行ってくださいということになるわけですので、負担は無くしようということでした。ただ、ええ、来年、ああ、今年度からは要するに交渉じゃなくて、本来の派遣による、まあ、いわゆる国際感覚であるとか、文化交流でとか、そういったところに重きが、ああ、置いていくというふうになるわけだから、たくさん子どもたちに開かれたそういう派遣制度にしたいということ、議論をさしていただきました。まあ、そうすると昨年度のように行ってくださいということではなくて、行きたいという気持ちを尊重するという制度にするわけですので、たくさんの皆さん方に参加をして欲しい、そうするとそういった条件整備をしていかなきゃいけない。当然あのう、負担を求めるわけですので、ええ、まあ、自由参加になりますので、負担を求める。で、そうすると、いろんな行きにくい家庭もありますので、そういった条件整備をして行こうということで、この貸付制度を作ろうじゃあないかという、まあ、そういう議論をさしていただきました。ええ、ですので、このう、まあ、来年度、今年度以降ですね、ええ、子どもたちがたくさん、まあ、行ってもらおうということが続けていくためには、町にとって財政がものすごく負担になるようなことだと当然続けていけないわけですので、それを幾分でも家庭から、ええ、負担をいただいて、続けていきたいという、まあ、そういう制度にしたかったというのが教育委員会の思いです。ええ、愛媛県の内子町もこうした貸付制度を設けているというお話を聞かしていただきました。ええ、子どもたちがお小遣いやお年玉等を貯めてでも行きたいというような子供たちもいるという情報もありました。まあ、子どもたちにとっての負担が、ええ、月でいきますと、こないだもありましたように、ええ、年に3万6千円ですか、まあ、そういうぐらいの部分でいけばなんとかこうお小遣いを少し減らしたり、あるいはお年玉をもらったものを少し貯めたりしてでも、こう行けるような、そういう制度設計をしたかったというのが教育委員会の考えでございますので、ご理解をいただきたいなあというふうに思っております。ええ、本来、全部町が負担して、ええ、どんどん行って来いというふうな財政的な余裕があればそれはそれに越したことはないと思います。しかし、ずっと続けていくということと、それからすべてがああのう、あのう、いくぶんかは本人の資質向上にもつながっていくわけですので、まあ、そういう部分の負担というのは、あのう、ある程度必要じゃあないかなというふうにも、教育委員会の中でも議論をしたところですよ。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、今、教育長から教育委員会での協議された内容を伺

いましたが、やはりそこには、今、伺いますのには、やはり個人負担ありきが一番かな、一番前にたつとるんかなと思います。先ほど言いましたように、2020年まではホストタウン構想で国から半分の財政的な支援があるわけですよ。要は今の去年とは違う内容になるかも知らんいうても、やはり今、パラリンピックのキャンプ地を招致ができるか、できんか、それまでは国も面倒を見てくれよるんですから、やはりそこ、その2020年まではやはりその国が面倒見てくれる分は、やはりその子どもたち、家庭にその分は、あのう、還元すべきではないかと思います。それ以降については、そりゃあ、町として町の財政にみおうた一般的な海外派遣、国際交流を計画されるのもよかろう思います。そいだけその負担にしても、あのう、他の自治体であるのは、このパラリンピックは別にして、国際交流を推進するためのそういった要綱なりをつくつところとは、はん、邑南町と同じように、2分の1の助成ということもありますし、8割の助成ということもありました。3分の2の助成もあります。いろいろやはりあるわけですから、それはやはり個人負担を今後求めることは必要かと思いますが、少なくとも2020年までは、この邑南町の大事業、パラリンピックのキャンプ地を招致する、質疑の時でも言いましたが、この目的は何ですかいうて聞いたら、それはパラリンピックのキャンプ地の招致ですという答弁が、この間質疑の時に返ってきたんですよ。しかしそれがやっぱり一番の目的であるなら、ええ、2020年までは子どもたちの負担がないように、国の支援があるうちは、あのう、しっかりこのキャンプ地招致、または国際交流を通じて、あのう、子どもたちにしっかりフィンランドへ行ったり、またフィンランドからも来てもらうんですよ。そういった費用もまたみにゃあいけんかも知れませんが、そういった面で財政的には、あのう、負担が大きくなることは覚悟しておりますが、やはりせっかくここで邑南町初めての国際交流という事業ですんで、ぜひ、当初計画の5年間は保護者負担がないようにでお願いして、ええ、次の質問に移りたいと思います。ええと、もう1点は、ええ、災害発生した時。今日はたまたま、あのう、最近では梅雨に入ったといってもこういったいい晴天が続いたりします。しかし今年はタケノコがよう生えたとか聞きますんで、夏の大水、梅雨の末期の大水が心配されるところではありますが、ここで、ええ、提案したいのは、災害発生時に共助でできる応急対応等、こういったことができるかをもっと研究してほしい。それと自主防災組織の充実強化をもっと図るべきだということでございます。ううんと、災害発生時に公助での迅速な対応には限界があるということはこれまでもよく言われております。自助から即、公助になっておるという感じも私ではしております。自主防災組織でそういった地域で、そういった罹災者を助けようじゃないか、ボランティアでなんとかしようじゃないかという動きをもっと行政的にも、ええと、検討また援助しながら推進すべきではないかという提案でございます。ほいで、現在、邑南町では、ええと、39自治会の中で31の自主防災組織が立ち上がっておると聞きます。これは災害時の準備をしたりとか、そいから訓練をしたりとか、いろいろあるわけですが、いざ、災害が起こった時には、これ自主防災も避難所のお手伝いとか、それと行政との連絡とかで、それから先が自主防災組織の活動としてまだ具体的に見えとらんような気がします。そこで、今年の、ええ、自治会長会議で、ええ、総務課のほうから、あのう、報告されました、自主防災組織の強化や育成を図るために、今年度からはその災害に対する防災の資材やら機材を購入する場合、補助金を交

付しますという一步前に踏み出されたような感じもしております。しかしその中でですね、その要綱を見るのに、ええと、火災の場合の対応として、防火服というのが挙げられますが、一般の町民が防火服を着て火災現場へ、で、活動することが、こりゃあるだろうか、防火服が必要なだろうか思う気がします。それと他の水害やらなんかの時に、かけや、ツルハシ、スコップ、だいバール、大きなバールですね、ほいから大きなハンマーやら鋸、こういった物をその自主防災組織で準備する場合は、補助金の対象としますよということが、あのう、報告されてとります。それで、一方では、ええ、邑南町土砂等撤去助成金交付要綱というのが去年の6月の6日に告示されております。これは家屋に土砂が押し付けた場合に、これを撤去するのに、その家屋の持ち主なり、住んどられる方が業者さんをお願いして、その撤去してもらった場合は町が補助金を交付しようという要綱です。これは今までなかったんですが、あのう、他の例をなろうてこういうことが邑南町はできとります。しかし、この土砂撤去助成費の交付要綱もこれは自助の内ですよ。自主防災組織等は関わることをない個人が町のほうへ補助金を申請することです。この間に共助ということが入り込む余地はありません。そこでいろいろ災害になった時、要は大きな災害なら、激甚災とかになると災害復旧として、国やらなんか面倒をみてくれることがあります。災害対象にならん、特に個人の家屋、それとか通常でいうと維持管理の内で収まるような土砂が流れ落ちたとか、流れ込んだとかというようなことについて、昔からあります隣近所、自治会等で助け合うというその共助をもっと進めてみたらいかがかと思うんですよ。そいでいろいろ探してありましたら、鹿児島県の志布志市というのがあるんですが、これは鹿児島県のちょっと東のほうなんです。ここでは宅地へ入った土砂を自主防災組織等がボランティアまたは個人がボランティアでそれを撤去する場合は、その油圧ショベルまたはその運搬のトラック等の重機の借り上げについて、その家の持ち主さんでなしに、そういった共助の活動をされる団体へ交付しようという要綱をつくっとられます。邑南町の場合は、今は個人が業者さんへ委託した場合のみの補助対象です。この要綱が去年の6月に産業建設常任委員会でいろいろ、あのう、諮られて協議された時にもまだこの要綱では、あのう、不十分などころがありやあせんか、たとえば土砂が山から崩れただけでなしに、川が氾濫して、いろんな物が、宅地へ流れ込む、泥が堆積しとる、そういったところも対象にすべきではないかとか、建物だけでなしに宅地も一緒に対象にすべきじゃあないかというような意見が出たと思いますが、そういったことがこの度の、じゃあない、去年の6月6日に公示されとる町の土砂等撤去費助成交付金要綱、それに反映されたかどうかをお伺いします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。ええ、残り時間が7分になりましたので、答弁また回答は簡潔にお願いします。

●服部総務課長(服部導士) ええ、ただ今3点のご質問をいただいております。まずはあのう、一般的にいうさん助の関係ですけれども、あのう、災害発生時の対応としてはですね、まず第一に、自らの命は自らで守るというこの自助の行動が最も大切になってきます。そして自主防災組織や隣近所の助け合い、そうしたあのう、行動が安全な避難行動や救助の依頼、あるいは安否確認、避難所運営など、共助による重要な行動につながっていくと思っております。ええ、その他の情報に関するもん、

あるいは救助に関するもん、ま、あのう、公助のほうでまた別の大切な業務がありますので、そういう関わりを持っていると思っております。ええ、それで2点目の、あのう、補助金の関係ですけれども、ええ、邑南町の場合は、あのう、自主防災組織育成事業補助金を持っておりまして、ええ、その活用を、まあ、少しずつしていただいております、また言われますように資機材につきましても、あのう、補助するようになっております。ええ、ご質問の中にありました、あのう、防災、あのう、防火服等の特殊、あのう、資機、資材につきましても、これは、あのう、一般的に言いますと、あのう、自治会館などのですね、あのう、建物には各、あのう、自治会の方で自衛組織を持っていたいております、そういうな防災計画もあります。ええ、そうしたものの活動、実際そこで会議をされたり、行動さ、あつ、活動されている時の、あのう、火災のあった場合はですね、そういう時に必要な面もありますので、そのために用意されているもんだと思っております。ええ、それから最後の、あのう、3番目の土砂の、あのう、関係の、撤去の補助金のところですが、ええ、議員おっしゃいましたように、あのう、全国的には一部の自治体でそういう補助金を持っていられっしゃるところがあります。言われましたところもありますし、福知山市などでも持っていられっしゃいます。ええ、まあ本町には言われましたように、昨年6月に、あのう、8・24豪雨災害を、まあ、一つの教訓としてですね、あのう、たいへんお困りになった時のございましたので、それでは、あのう、言われましたように、自助の面で補助金を用意をいたしました。ただ、あのう、全国的にもそういった事例も、補助金の事例もございますので、これからまた、あのう、担当します建設課とも一緒にですね、あのう、現在の制度も踏まえて、もういっぺん、あのう、検討していきたいなあと思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、時間もすくのうなところで、今総務課長の答弁、あのう、今のことも検討して、前向きに、は、なかったか、あのう、検討してみるという答弁をいただきました。ええと、今、あのう、邑南町でも地方創生にからみ、地区別戦略で地域力、地域でみんながいごくということが大きな、あのう、力として再認識されつつあります。例えば、農林関係の交付金で多面的交付金、中山間地域直支払い交付金、それやなんかは個人というよりも、要は特にあのう、多面的機能の交付金については、その農業者、最近では農業者だけでなしに、地域全体を巻き込んで地域の環境づくり、整備、草刈り等へ、あのう、進めてくださいという、進めなさいという上からの指導もあるようです。やはり、今までという、個人が役場へ何とかしてほしい、個人が何とかしてほしいでなしに、昔からあるやはり地域でお互い助け合う、そういったことに行政としてひとつ、どういうかな、援助の手を差し伸べることで、それを呼び水として地域力をますます強めて行って、災害にも強いこの邑南町のまちづくりをつくっていくべきではないかと。それは決して捨て金にはならん、地域のコミュニケーションを図る、また地域力をつくっていくためにも大事なことではないかと思うんですが、きびしい財政の中でいろいろ補助金、補助金いうても、無理があるかも知れませんが、要は簡単な、簡単ないうちやあいけんかな、あのう、土砂を撤去するとか、どうこうも業者さ

んへ頼むと設計から見積もりからいろいろ経費も掛かるわけですが、その自治会のほうで重機を借りてきて、地元にある重機でもええですが、そこでボランティアでやればそれだけ経費も掛からんことになるんで、そういったことをこれからは考えていってほしいなと思うんですが、町長、何か地域力を醸成するためにもこういった共助の体制を、づくりに力を入れてもらいたいと思うわけですが、いかがでしょう。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、全くあのう、同感です。で、この防災の問題についても、あのう、一つはまだ未結成のところがございますのでね、自主防災組織。これ早くやっばり我々もお願いしてるんですけども、立ち上げてもらいたい。39すべてやっていただきたい。それとごく最近ではあのう、6月11日に田所地区全体で五つの自主防災組織が一緒になってですね、これまさに共助だと思いますけど、町と消防団と駐在所と五つの自主防災組織が一緒になって、共に助け合うということで、いかに避難を迅速にやるかということの大訓練をやっていただいた。1,055名という、非常にまあ、いい例だというふうに思います。まあ、こういうやっばり動きを、やっばりどんどん広げていっていただきたい。で、お考えのように地域で考えるっていうことは、これは防災のみならず、先ほど出た生活交通の問題もそうです。まずあのう、地域でどうやって暮らしやすい地域をつくるかということでもありますので、ええ、その交通問題にしろ、防災の問題にしろ、まず地域で考えていただくというのが肝心になりますし、交通の問題でも、担い手はやっぱり地域みんなが担い手になるという一つのやっばり原点に立って、やっばり考えていただくということが大事でありますから、やはり地域は大事という思いは議員さんと同じということでもあります。よろしくお願いします。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、時間もまいりました。ええと、長々と申し上げましたが、先ほどフィンランドへの生徒の派遣のことについては、邑南町の人材を育てるという観点からもう一度、あのう、考えていただきたい。それと、ええと、先ほどの、自主防災組織の育成についてはこの要綱をちょっと加えてもろうて、そこを足してもらえればできるのかなあ、思います。やはりそういった先進的な自主防災組織の活動があつてこそ、また、あのう、後からついてくる防災組織の見本になるんじゃないかと思います。どうか、あのう、検討を再度重ねてお願いして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

●議長(山中康樹) 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前11時46分 休憩 ——

—— 午後 1時15分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。続きまして通告順位第3号、大屋議員登壇をお願いします。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 7番、大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい、大屋光宏です。改選後最初の一般質問です。よろしくお願いします。えと、今回は商工業、農林業含めまして、町内の産業振興についてということで質問をしたいと思います。まず最初に、商工業の振興です。3月議会におきまして、邑南町中小企業・小規模企業振興条例を制定しました。で、この条例は制定の時から理念条例と言われてます。この条例を制定したから何かが起こるわけじゃなくて、制定したことによって何かをしないとイケないんだと思います。えと、商工業のまあ、一つの大きな課題は町内の購買率の向上だと思います。えと、条例を制定した時もありましたとおり、いかに町内での購買額、購買率を上げていくかが重要な課題だと思っております。まず一つ目に条例を制定した成果として、えと、町内の購買率向上のために、商工会として何か動きがあるのかどうか。併せまして町は何をされるのか。特にあのう、委員会でも話がありましたが、入札における対応等、なんらかの措置をされる考えがあるのかについて質問します。

●**種商工観光課長(種文昭)** 番外、

●**議長(山中康樹)** 種商工観光課長。

●**種商工観光課長(種文昭)** ええ、邑南町中小企業・小規模企業振興条例につきましては、3月議会で議決いただき、本年4月1日から施行しております。この条例は、邑南町の中小企業・小規模企業の振興についての基本理念を明確にし、中小企業・小規模企業、町、町民、関係機関それぞれの役割を明確にいたしまして、町全体が一丸となって地元の企業を元気にし、町内経済循環を増大させることで、町民の暮らしをさらに豊かにしていこうという理念条例でございます。この条例の成果を上げていく中では、議員おっしゃられましたように、地元購買率の向上は重要な課題であると認識しております。そこで、条例制定から今日までに購買率向上のための活動があるかとのご質問でございますが、まず、商工会の動きでございますが、商工会役員会、総代会におきまして商工会の事務局から、条例の趣旨、目的、内容について説明をいたしまして、特に、条例第6条にあります、中小企業・小規模企業の努力、それから第7条の中小企業・小規模企業支援団体の役割、それぞれについて会員の皆さんにご理解いただいたと聞いております。ええ、また、商工会青年部の動きでございますが、平成28年度に後継者育成事業ということで1年間研修をした成果を本年2月20日に報告された中で、そうだ、地元を使おう、と題した事業提案をされております。本年度はこの提案の具現化に取り組まれる予定でございます。ええ、次に町の施策でございますが、条例第4条では町の基本的施策として17項目挙げておりますが、これらの施策の推進にはしごとづくりセンターが施策の中心を担うこととなりますので、現在、センター設立のために準備を進めているところでございます。併せまして、地元購買率向上のためには、町民の皆さんに条例の趣旨をご理解いただき、ご協力いただくことが重要であると考えます。そのために、あらゆる機会を通じてこの条例の基本理念を町民の皆さんに伝えることが最優先であると考えております。すでに、広報おおなん、町のホームページには掲載しPRに努めておりますが、さらに町民の皆さんにご理解していただくように努めてまいりたいと考えております。入札等の対応でございますが、邑南町建設工事入札参加者選定規程第2条入札参加者選定の基本方針、それから邑南町物品の製造の

請負及び買入に係る入札参加者選定要綱第2条基本方針、それぞれに町内業者を優先して選定することと規定しておりますので、引き続き規程、要綱に従って対応してまいりたいと考えております。また、役場内では事務用消耗品等につきましても町内業者からの調達を優先するように課長会議で周知を図ったところでございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、えと、商工会におかれましては、えと、条例の主旨を説明した上でそれぞれがそれに準じた、えと、商工、えと、それぞれの企業の役割、あと、商工会としての、支援団体としての役割を検討されてるようです。あのう、昨年青年部のほうからも提案がありまして、地元を使おうということで、それを具体的な形にどのようにされるかということで、地元の購買率向上への努力をされているんだと思います。で、町におきましては、その条例の趣旨を徹底して、PRした上で、理解を得るということなんだと思います。えと、この条例の趣旨を理解していただければ、そのまま町民はみんな、じゃあ、地元で買おうって思ってもらえるかどうかが一番大事なんだと思います。その町として何らかの施策をするのではなく、ただ単にその条例をPRしていただけないのか、購買率を向上させるために何かする考えがあるのか、若しくは何かをしなければいけないと思っているのかを教えてください。

●種商工観光課長(種文昭) 番外、

●議長(山中康樹) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、先ほど申しましたように、ええ、町といたしましては、まずは、町民の皆さんにこの条例の趣旨をご理解いただいて、ええ、現在、町外で消費されているいくらか町内に回していただくということに、ご理解、ご協力をいただきたいというふうに考えております。ええ、施策につきましては、先ほど申しましたように、ええ、しごとづくりセンター、ええ、これを設立いたしまして、ええ、しごとづくりをしていく中で、ええ、町内の商店、事業者等にそれぞれのアドバイスをしていきながら、地元消費が増えるような取り組みをしてまいりたいと考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、えと、事業者のほうから見れば、えと、もう少し期待ができる施策を期待するんだと思います。この条例を理解してもらえば、町民がそのように動いて地元消費が増えるっていうのは、誰も思わないんだと思います。町ももう少し踏み込んで欲しいんだと思います。そうすると、質問も踏み込むと、なぜ町民は地元で買わなくてよそに行くのかになるんだと思います。何が足りないから、町民はよそに買い物に行くのか、その点については、町はどのように思われますか。

●種商工観光課長(種文昭) 番外、

●議長(山中康樹) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、ご質問の点につきましては、あのう、2月20日に先ほど申しましたように商工会青年部のほうでも研修を重ねた成果を発表されまし

たけれども、その中で、そうだ、地元を使おう、ということで、研修の成果を報告されました。ええ、その中で、ええ、やはり、しょう、事業所、商店、ええ、それぞれが自分たちのところのPR、ええ、こういった商品を取り扱っている、価格はどれぐらいの価格の物を扱っている、ええ、品ぞろえはどの程度ある、そいから、こういった工事、事業等ができるのか、そういったPRが足りないのではないかと、いうことを、ええ、青年部の方はそれぞれ認識されておりました、やっぱりそういったところがもう少しPRをしていくことで、ええ、消費者の方が、町民の方が地元のほうに目が向いていくのではないかと、いうふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、商工会の青年部はそういうふうな、あのう、自らのPRが足りないっていう反省に立って、そういう活動をされるんだと思います。で、それをすれば町内消費が伸びるんであれば、町もそこに対する支援なり、応援があってもいいんだと思います。で、もう一つ、えと、入札制度等の話を聞きました。で、その中で、あのう、3月議会の委員会でもありましたとおり、じゃあ、消耗品をどこで買うかっていう話の時に、課長からは、できるだけ町内を使いたいけれど、予算の関係もあるので、そうはいかない時もあるというようなニュアンスの答弁をされたと思います。要はお金には限りがあるから、できるだけ町内を使いたいけど、予算がない時は安いものを追って、他を使うのもやむを得ないということだったと思います。で、先ほども消耗品については町内を優先的にだったと思います。優先的なのか、絶対町内なのかは大きな違いがあると思います。ここで絶対町内、あのう、町内である物は、消耗品は絶対町内で使おう、安く、あのう、高くても町内業者を使って行こうという意志があるのかどうなのか。予算との兼ね合いだって、あくまでも優先的だよ、やむを得なければ、予算がなければ必要な物は、安くても、調達するために、町外であってもやむを得ないという考えなのか、そこを教えてください。

●日高副町長(日高輝和) 番外。

●議長(山中康樹) 日高副町長。

●日高副町長(日高輝和) ええ、議員おっしゃいますように、ええ、先ほども答弁いたしましたけれども、ええ、町内である物については、ええ、できるだけ町内ということでございます。ええ、予算の関係ももちろんございますし、ええ、それからその消耗品等の形態によりまして、例えば、ええ、複写機等の、ええ、一緒になっているような、まあ、たとえばコピー用紙でありますとか、まあ、大量購入をしたら安くなるような物とか、そのいろいろその条件がありますので、町内にあるものは必ず町内というわけには、ええ、今のところはいかないというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、町民が地元を使わない理由ってそこなんだと思います。みんな地元を使えばいいのは分かってます。ただ、まあ、安いからっていう、えと、うしろめたさがあつてよそに行く方もおられます。みんなが行くからい

いかなっていう気持ちにもなります。町も懐事情が厳しければよそで買うのはやむを得ないんであれば、町民もやむを得ないんですよ。町民にだけ地元で絶対買いなさいと押し付ける義務は何もないわけじゃないですか。でも、そこはそれをしない限り、町内の経済はよくなならないよってというのがこの条例なんだと思います。つくった主旨なんだと思います。町もそこに踏み込まないと一時的には財政は助かって、安く物は買えるけれど、町内の企業は駄目になって、税収は上がらないという悪循環に陥る。我慢してでも、無理をしてでも町内で買うという姿勢を町が示さない限りは、絶対住民は動かないんだと思います。今日の日経新聞にちょうど町長出ておられました。ね。ちょうどこの話が出てました。1%還元すればということで、えと、町民1万人が1万円、町内で使う努力をしていただければ1億円になって33人の雇用が生まれて、みんなが豊かになります。そのためにどうするかっていう話をしてる中で、財政が厳しければやむを得ないというのはおかしいんだと思います。町の姿勢はまずどうされるのか、最後に町長に答えていただければと思います。

●**石橋町長(石橋良治)** はい議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** あのう、まあ、単に物が安いからよそで買うというのはちょっと問題があるかと思います。で、まあ、今日、新聞にも書いておったんですけども、やっぱり、あのう、地域の経済が循環するっていうことが大事なんで、地元で金が落ち、それが税収として上がってきて、ええ、私どもにもいただくと、こういうふうに回っていくっていうことが大事なんで、それがおそらく多少高くても、それは取り戻せるっていう論理でございますから、あのう、目先のことにとらわれずに、もう少しあのう、地元の消費が上がるように役場も努力していかなきゃいけない。そのための戦略だというふうに、まあ、思っておりますので、ええ、そういうことを課長会議でも意思統一をしたという感じでございます。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい、あのう、まあ、経済を良くするためっていうことで景気の気はいろんな捉え方がありますが、僕は気持ちだと思ってます。町が地元で使う努力をしていただければ、町民、企業もそれに応えていく。やはりあのう、一丸となって気持ちが一体になれば、町内でっていう気持ちが自然と湧き上がるんだと思います。あの細かい政策も必要ですけど、まずは、姿勢をきちっと示していただきたいと思います。で、続きまして、あのう、経営のための資金調達について、お話をしたいと思います。えと、町の事業なりはすべて補助金だろうと、公共事業を請け負おうと基本的にはすべてをやった後に補助金がもらえる。ある程度の規模の工事ですと、工事が終わった後にお金が払われるっていうことで、資金調達っていうのは大きな問題だと思います。えと、新規事業を立ち上げるためにも大きな課題です。で、その中で、えと、邑南町は日本政策金融公庫浜田支店と業務提携を結ばれました。で、簡単な内容は議会に示されましたが、まあ、その中に金利優遇ってのも書かれてました。えと、まあ、少し具体的な協定内容と併せまして、あのう、どの資金でも金利が、邑南町民なら金利が優遇されるのか、特定の資金なのか、そ

こを教えてください。

●種商工観光課長(種文昭) 番外、

●議長(山中康樹) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、まず、日本政策金融公庫についてでございますが、これは以前、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫などの名称でありました金融機関が統廃合された政府系金融機関で、全国46都道府県に店舗がございます。ええ、邑南町では、これまで起業者の支援に関わりがございました日本政策金融公庫浜田支店と、町の産業振興及び地域の活性化を図ることを目的として、本年3月6日、産業振興等に関する包括的業務協力協定を締結いたしました。この協定締結の目的を達成するために、業務の連携及び協力事項として、産業振興及び地域の活性化に関する事項。それから農業振興に関する事項。ええ、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関する事項。以上三つを掲げております。協定締結によるメリットでございますが、一つには、日本政策金融公庫が持つ全国152支店のネットワークを活用して情報提供、情報発信ができる点でございます。県内外の経済動向や市場動向、6次産業化等の情報を提供して頂く、公庫の各店舗で邑南町の定住施策、起業支援の取り組み、観光情報を発信して頂くなどの利点がございます。二つ目には、農業振興に関する事項でございます。ええ、日本政策金融公庫の農林水産業部門との連携、協力による農業従事者が支援をしていただく点でございます。三つ目に、金利優遇の対象となる事業、資金でございます。ええ、まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度の活用がございます。制度の内容でございますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略これに貢献する事業者に対して、ご利用いただく各種融資制度に定めた貸付利率から利率を0.1%低減する制度でございます。新たに若者を雇用する方や店舗、事務所、工場等を新設、増設する方の他に、地方創生に資する事業として邑南町が認めた事業を行う方などが対象となります。また、新たに事業を始められる方や事業開始、間もない方を対象とした、新規開業資金という融資制度がございます。これは無担保、無保証人で融資が受けられ、他の創業支援制度との組み合わせで、いくつかの要件に該当すれば、さらに女性や35才未満の方及びU・Iターン等で起業される方には、0.2～0.3%の低減の、利率低減のメリットがあるという制度でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 日本政策金融公庫との業務提携っていうのは、えと、基本的には最後の金利優遇策がメインだと思います。あのう、それまでの産業振興であるとか、農林業の振興っていうのは、あのう、今まで実はやられとった活動であって、あえてそこで載せるほどのものではなかったのかも知れないですが、それが前面に出ながら、そして、最終的に、あのう、まあ、金利優遇措置っていうことだと思います。で、えと、一番最初に課長が説明されたとおり、日本政策金融公庫の生い立ちを話されましたので、知ってる人は、えと、議会の説明も金利優遇だけでしたので、すべての金利が優遇されるものだと思います。分かりますよね、意味が。えと、国民金融公庫がされる教育ローンの関係、農林業関係の資金、それから中小企業関係の資金の、町と協定を結

んだが故に、邑南町民ならすべてこう金利優遇されるのかなあていう期待がありました。まあ、実を、あのう、聞きますと、最終的なまあ、まち・ひと・しごと創生の関係って、要は地方創生にかかわる事業で町が認定したものに対して、金利優遇がされるよっていう理解でよろしいですか。えと、最後あのう、最後すごく長い説明でしたけど、基本的には地方創生にかかわるものに関して金利優遇がされるよっていう理解だと思うんですが、それでよろしいですか。

●**種商工観光課長(種文昭)** 番外、

●**議長(山中康樹)** 種商工観光課長。

●**種商工観光課長(種文昭)** ええ、日本政策、いや、失礼しました。日本政策金融公庫の基本理念でございますが、ええ、国の政策のもと、民間金融機関との補完を旨としつつ社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施することが基本理念でございます。ええ、この基本理念に基づく政策金融公庫の支援内容の中に、U・Iターン等で起業、創業を志す方を対象とした支援を行うということがあります。ええ、それともう一つは国の政策のもとで、地方が取り組まれる各種施策の実施、推進に貢献しなければならないという使命がございます。ということで、そういったことに、ええ、たとえば邑南町で言いますと、邑南町が定住を目的とした地域おこし協力隊員の、等のIターンの企業支援をしております。そういったところで、ええ、の、優遇制度、有利な提案をいただけるというところがございます。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい、議長。

●**議長(山中康樹)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** えと、まあ、細かい資金が、資金名が具体的なんじゃないかと、えと、たぶん地方創生のかかわる部分と先ほど言われた、えと、U・Iターンの方の起業、えと、しごと、業を起す方の起業の支援ということなんだと思います。あのう、多くの方が期待した、あのう、一般的な今の資金が、の金利が安くなるという意味合いではないんだと思いました。えと、次にいきますと、えと、あと公共工事における前金払いの対象となる工事費の引き下げはできないかという提案をしております。えと、公共工事におきましては、一定金額以上の請負額ですと前金払いという制度になってます。えと、邑南町が設定してる金額、県が設定されてる金額、他の市町が設定されてる金額は、あのう、一律ではありません。えと、できるだけ低いほうがいいかなとは思いますが、現在、邑南町は500万だと思うんですが、それを引き下げることが可能かどうか質問します。

●**土崎設課長(土崎由文)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 土崎建設課長

●**土崎建設課長(土崎由文)** ええ、建設工事は着工時に多額の資金が必要であり、特に大型工事の多い公共事業では、建設業者の資金調達をより円滑にするため着工時に工事代金の一部を前払いする制度が創設されております。前払い金制度は、受注者の借入金縮減による財務体質の改善のみならず、発注者側にとっても、建設業界の健全育成が図られること、また工事の円滑、適正な施工により対象工事の品質が確保されるなど、受注者、発注者双方にメリットがあるとされています。邑南町では

邑南町工事、公共工事に対する前金払実施要綱により対象となる契約、前払金の額などを規定しております。この中で500万円以上の請負契約に対し、契約の4割までを前払い金として請求できることとしております。前払い金の使途は、契約工事にかかる資材調達費等に限定されているものの、前払い金請求にかかる費用は0.3%程度で、金融機関から融資を受ける場合と比べ、かなり安価であるため、要件に該当するほぼ全ての建設工事請負契約に利用されております。この根拠となる法令は、地方自治法施行規則及び地方自治法施行令の附則等によるものですが、対象とする請負額の範囲は、50万円以上であれば公共工事の発注者毎に定めることが出来るとされております。ええ、因みに、島根県、ああ、県内の市町村の前金払いの対象額については、500万円以上としているのは13自治体、130万円以上としているのは2自治体、100万以上は4自治体です。島根県は100万円以上出されております。ええ、今後邑南町内の小規模事業者の支援の施策として、対象額の引き下げについて関係課と協議、検討したいというふうに思っております。

●大屋議員(大屋光宏) はい、議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、今の補助事業実施にしましても。えと、お金がなければ事業ができないということで概算払い等もされてます。資金繰りっていうのは大きな課題ですので、えと、まあ、県が100万ということでした。えと、まあ、自治体によっては250万というのものもあるのかも知れませんが、えと、いくらが適切かは分かりませんが、引き下げていただいて、あのう、先ほど言われた、あのう、前金払いの制度のメリットが十分に発揮されますよう期待をします。で、続きまして農林業の振興のほうに入りたいと思います。えと、たびたびA級グルメの施策っていうのは波及効果であるとか、効果が分かりにくいと言われてます。いろいろ質問をしてみますけど、えと、僕も町民の方にかうですよっていう言い方ができるような、上手い指標が引っぱり出せないなあといつも考えております。そういう中で今回は、えと、A級グルメの施策をとりましても、年数が一定年度経ってますんで、実績も多くでとります。そういう中で、まず、生産販売が増えた農産物っていうのはなんなのか。そして、販売方法も多様化してますが、えと、販売方法が、あのう、販売が増えた販売方法であるとか、あと、売り先としてここが増えてますよっていうのがあれば明確に示していただければと思います。お願いをいたします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、2点ご質問がございました。ええ、1点目のA級グルメ施策の成果として生産、販売が増えた農産物はとのご質問でございますが、A級グルメ施策は平成23年3月に策定した農林商工等連携ビジョンに基づいて展開をしております。ビジョンの骨子として食と農を核とする、3つの数値目標を掲げております。それは定住人口の増加と観光入り込み客の増加、起業家の育成でございました。このように、農産物の生産、販売額を成果目標に設定しておりませんので、A級グルメ施策により生産、販売が増えた農産物及び販売が増えた販売方法、販売先を直接的な効果として断定はできませんが、A級グルメの基本理念である、

ここでしか味わえない食や体験、いわゆる、地域循環型経済、地産地消の観点で見ると、町内の施設での農産物、及び加工品の生産や販売数は、A級グルメ構想以前より増加傾向にあるものもございます。ええ、具体的に申しますと、産直市みずほでは平成23年に販売していた野菜の品種は180種類でございましたが、平成28年には206種類と西洋野菜を中心に伸びております。産直市自体の売り上げも平成28年には平成23年と比較すると11%増加しておりました。また、香木の森クラフト館ではハーブティーやミルクジャムなど6次産業化による新商品の販売に力を入れておりまして、平成23年の売り上げが600万円だったものが、平成28年には1,240万円と2倍を越える売り上げになっております。その他にも石見ポークやみずほキャビアなどは、ふるさと寄付の返礼品として人気商品となっており、こういったところがA級グルメ施策の成果の一端ではないかと考えております。ええ、続いて2点目の販売が増えた販売方法と、販売先についてのご質問でございますが、農産物の販売は、JA出荷、産直市、市場や卸しへの出荷、あるいは消費者の皆さんへの直接販売など、様々な選択肢の中から、各農家の経営方法に見合った形で行われております。A級グルメ施策の成果として増えた販売方法、販売先としては、直接的なもので、例えば町内の飲食店を新規に起業された方の調理、販売によるものがございますし、また、西洋野菜などの取り組みの中では、広島市内のレストランへの食材の提供も徐々に広がっているところでございます。

●大屋議員(大屋光宏) はい、議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 自分でなんでこんな質問をしたんだろうと、ちょっと今自問自答しておりました。えと、お、まあ、あのう、町民の所得向上が一つのA級グルメの目標である、そういうことばはよく使われてました。で、なかなか所得が向上しましたかっていうて聞いても難しいので、では目に見えた形で、えと、伸びた作物があるとか販売方法があればそれを参考にしてもらえば、新たに就農する人、経営に行き詰っている人には参考になるかと思いましたが、なかなかそういう形ではなくて、あのう、まあ、増えたところを述べていただきました。で、なぜこの質問したんだろうと自分で思いながら、思ったのは、えと、おそらく、えと、まず、町内全体の農産物の生産とかが増えてるか、減ってるかっていう前提があるんだと思います。増えてる中で、特にどこが増えてるっていう言い方もあると思いますし、まあ、そこは議論をしなくて、産直市みずほは増えているけど、それは他が減っていればA級グルメの成果ではないという言い方もあるのかも知れないです。えと、新たな、こうレストラン等の開拓もありますが、それによって市場が減っていれば、ただ行き先が変わっただけなのかも知れないです。で、そういう面を見た時に、じゃあ新規に就農した人は、えと、今の町の流れをみて、どこに力を入れて、何をやればって、いいのかっていうのは、やはりなかなか分かりにくいのかなあとします。で、ちょっと質問を変えまして、先ほどの日経新聞に町長の記事が出てましたっていうところで、邑南町の紹介がありました。えと、邑南町の主要農産物の欄に、ぼくびっくりしましたけど、今はこういうのが主要農産物っていうんだなあと思いました。えと、石見和牛、酪農、キャビア、ええと、等が書いてありました。おそらくほぼA級グルメに関する物で、昔は米とか野菜が、あのう、白ネギって書いてあつ

たのが大幅に変わりました。これはそのう、まあ誰が書かれて、どういう取材を受けてはありますけど、米とか野菜はもう今衰退してて、やはり伸びているのはそういう石見和牛、キャビア、酪農は、あのう、自然放牧の、だと思います。えと、あと何点かありましたけど、ほぼA級グルメに関する物でした。町民にはちょっとなじみが薄い物かも知れませんが、でもそれが主要農産物ですっていう以上、やはりそれは伸びてて一般の物は今減ってるという認識でよろしいですか。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、それはまあ、記者の方がどういう気持ちで書かれたか分かりませんが、こちらからこれが主要産物ですよということは示しておりません。ですから、まあ、読者がこう興味をわくようなところをおそらく切り取って書かれたんじゃないかなあと思ってますし、やはり、状況としては当然米が一番おいしいわけでございますので、我々はそういう意味で承知をしております。

●大屋議員(大屋光宏) はい、議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) なかなかA級グルメが身近になりにくいっていうのは、まあ、ある特定のものがあって、それにこう一般の人が参加できないんだと思います。その参加できないものが町の特産ですよ、という取り上げ方をされるのを見た時に誤解が生まれるんだと思います。あのう、あと何が書いてあったか思い出しました。味噌としょう油が書いてありました。う、まあ、主要農産物というより、特産で、まあ、特産というとなんか元に戻って町の特産物の根拠はなんですかっていう話になるんですが、あのう、そういうわけで、あのう、なかなかじゃあ、今の町の施策とかを見ながら、自分たちは何をしたらいいのかが分かりにくいのがA級グルメなのかなあと思います。で、それをそのまま踏まえて次の質問に入りたいと思いますが、あのGAPについて聞きたいと思います。最近、議会でも何度か取り上げられてます。その前に、あのう、A級グルメの認証制度を過去検討されました。で、それにつきましては、昨年も質問しましたが、えと、客観的に判断できないが故に実施しないって言われました。改めてその農産物に関する認証制度はどのような概要であったのか。で、実施しなかった理由。で、去年の一般質問の時にも必要だとは思われるという回答だったと思いますが、やはりその後もされていないということは、やはりそういうこと認証制度をすることは問題があるのか、その点について教えてください。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、過去に検討したA級グルメ認証制度の概要とそれが実施に至らなかった理由についてのご質問でございますが、A級グルメ認証制度につきましては、平成25年度に検討始めまして、26年3月にA級グルメ認証制度の認定基準の方向性を取りまとめをしております。その時の農産物の認定の基準の概要ですが、3点ございました。一つ目は、使用した農薬と肥料の生産履歴を開示すること。自然環境に配慮した土づくりなどを5年以上継続していることが2点目でございます。3点目には認定農業者など、公の機関から邑南町の農業発展に貢献していると認められてい

ること、といったようなものでございました。ええ、実施しなかった理由として、審査機関の組織や人選が難航したことや、A級グルメの基本の考え方である本町で生産されたものは全てA級であるという考え方を重視した方が良いという意見もあって、現段階では特定の基準を設けていない状況でございます。そして、問題についてということでありましたけれども、これを先ほどの質問の中で議員さんがおっしゃいましたように、ええ、できるだけ多くの皆さんに参加していただくためにはハードルは低いほうがいいたろうという議論もあったように思います。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、えと、認証制度を、でまあ、何が認証するのがむずかしいのかはあったんです、あるとは思いますが、これ実はぼく関わりまして、せいさ、えと、農業者として参加してほしいって言われて、農業者として参加しました。で、その時言われたとおり、たぶんこの、先ほどの3点がありましたが、基本的には今農産物をつくる人は、農薬なり生産履歴の開示をされてますんで、一つ目はクリアできてるんだと思います。えと、関わる、作ってる人がすべて星三つの制度で一つには絶対なる。で、次は環境保全なり、土づくりなり、何らかの努力をしてることに該当すれば星が二つになる。で、さらに認定農業者とか社会的貢献をしたら、星が三つになるっていうことで、比較的誰でも取り組みやすくて、できた農産物が良い、悪いっていうよりは、農業に対する姿勢を判断するものとして比較的、客観的によくできたものだと思いますが、えと、これは判断が難しいというのと多くの人が取り組むことができないということで却下されたんだと思います。で、昨年質問しましたが、その後も、えと、違う基準を作るわけでもなく、動きがないっていうことはこういう基準を作ることは好ましくないんだと思います。で、それを踏まえて、今後は、そのGAPというものに町はどのように取り組む考えがあるか教えてください。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、GAPに対する今後の取り組みの考え方についてでございますが、ええ、GAPと言いますのは農業生産の行程に関する安全性の確保のための基準でございます。ええ、東京オリンピック、パラリンピックにおける食料調達基準にもなっております。ええ、消費者の関心が非常に高まっているというふうに思っております。ええ、このGAP取得には第三者機関による審査が必要でございます。ええ、そのためには費用も掛かるわけでございますが、島根県においては美味しまね認証というGAP取得と同等の内容を持つ制度がございまして、こちらのほうは取得に要する費用も掛かりません。ええ、現在町内で美味しまね認証を取得されているところが畜産関係で1社と特用林産物関係で1社、合計2社の3品目がございます。ええ、町としましては、GAP取得をこの美味しまね認証の取得から進めたいと考えておりまして、ええ、今月28日には町内の担い手農家の皆さんを対象とした説明会を行う予定にしております。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、えと、GAPってのはハードルが高いので美味しまねって  
いう今の既存の制度を使うってことです。あのう、おかしな話でして、わかりますか、  
A級グルメの認証制度で、過去つくったのは基本的にそういうGAP等を想定したわけ  
じゃあないですが、個々の農産物が良い、悪いっていうよりは、農業に取り組んでいる  
姿勢について判断をしたわけです。美味しまねも基本的に同じ考えだと思います。その  
A級グルメの認証制度をつくることは問題がある、だけど、世間的に評価を得るために  
きちっと美味しまねの認証制度をとってくれっていうのはおかしいんだと思います。あ  
の、今の認証制度の多くはできた物が良い、悪いっていうよりはその生産に対する姿勢、  
管理を問われます。それを認証してできた物も良いだろうということでやっていくわけ  
です。A級グルメの過去やった認証制度はそういうのを前提にしています。今、GAPが  
注目を浴びて、今課長の答弁は、えと、3月議会の答弁とほぼ同じだと思いますが、そ  
れから急激に動いておりまして、えと、JAしまねも各地区本部にGAPの担当者をつ  
けて、要はオリンピックの年にきちっと農産物が、自分たちの物が提供できるように大  
きく動き出しています。ただ、ハードルが高いので今さら動いてもなかなか動いても生産  
者が動くのは難しいと思います。で、過去からこういう制度を考えている中で、きちっ  
とA級グルメの認証制度が動いていれば、これの上に次のステップとして、美味しまね  
ですよ、次のステップで、えと、GAPを取りましようって言えたのが、一番最初でこ  
れは必要ないとやった以上、生産者はもう動かないと思います。それがその行政とかに  
対する、その、まあ、ついて行くか、行かないか、A級グルメという施策について行け  
るかどうかっていう時に、A級グルメはあくまでも、そのう、農業振興ではないだろう  
という見方をされてくるわけです。で、この度そのう、えと、A級グルメが農林振興課  
に移りましたので、担当が代わりました。過去は、えと、商工観光課がやる農業振興と  
農林振興課が行う農林振興はちがうっていう、いうことで、それぞれ二つの振興策をと  
ってました。今一つになりました。一つになった以上は、A級グルメの認証制度なり必  
要なものはきちっと生産方式として世間から一般的に認証される仕組みをとるべきだ  
と思うんです。これをしないと次のステップに行けないんだと思います。そのA級グルメ  
が農林振興課になったが故にやはりこういう認証制度はやっていくべきかどうか、その  
点を教えてください。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) あのう、先ほどの説明をさしていただいたのは、ええ、  
A級グルメの、と、認証するための基準について、ええ、結局審査基準を設けなかった  
という説明でして、ええ、GAPに取り組むか取り組まないかというのは、A級グルメ  
の認証をするために、その認証の手順がGAPなんだということではないわけですので、  
A級グルメとGAPというのは、私は別のものだというふうに思っております。それで  
あのう、A級グルメの認証の時には取り組めなかったけれども、今回は取り組む方針を  
持っているというのは、それはあのう、審査機関の問題であるとか、費用の問題であ  
るとか、そういう別の部分で私は判断をしたものだというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい、あのう、A級グルメの認証制度にこう、こだわるのはいくらA級グルメがイメージで町外に情報発信されようとそれはイメージとして認識はされるけど、それで物が売れないのが、は、生産者がよく分かってるからです。邑南町の物は良い物ですよって言うても、えと、世界的な基準なり、何らかの基準をとってるわけじゃありませんので、A級グルメです、じゃあ、パラリンピック誘致しました、まあ、キャンプ地の誘致は別って言われてましたけど、そのままオリンピックなりパラリンピックの食材として邑南町の物は無条件で提供できるわけじゃあないわけですよ。なんらかの規格なり標準のものを取ってなければできない時代なんです。で、農林振興課として、A級グルメを取り扱うのであれば、やはりA級グルメも美味しいものですよ、良いものですよっていう、一方でその裏付けとしての認証制度、無農薬ですよ、なんとかですよっていうのでは今通用しません。もうGAPを取るしかない時代になって来てる中に、いかにそれに近づいていけ、近づけるかが大きな課題だと思ってます。その課題に取り組むのか、取り組まないのかだと思います。そのA級グルメとは別に美味しさを取ってもらいましょうっていうのは分かります。ほすと、いつまで経ってもA級グルメはA級グルメ。それとは別に実際に物を提供するのはいずれの人たちっていうものが出てくるわけです。社会的に供給責任を負うのはA級グルメ以外の人、A級グルメの人はイメージで売りつづける、それがほんとに町の農業施策としていいのかどうかです。その点についてお願いをします。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 番外

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** あのう、A級グルメの農産物はGAPをとったものということでもありませんし、GAPをとる方向で進まれる方と、A級グルメで進まれる方が全くこう分かれて、それぞれに進んでいかれるということでもありませんし、A級グルメというのは町の農業生産の理念だと私は思います。GAPというのはこれはもう第三者的に、ええ、認証される、これは厳然たる事実だというふうに思いますので、そこは、あのう、ううん、どういふんでしょうか、ええ、ふたつをこう重ね合わせてみていくと、よけいに分かりづらくなるんじゃないかというふうに思います。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい、あのう、A級グルメは理念でいいんだと思います。先ほどのあのう、中小企業の振興条例と同じで理念があればその下に具体的な施策が必要なんだと思います。では農林振興課にA級グルメが移った、じゃあその具体的な理念、あのう、施策として農林振興課は何をやるのかなんだと思います。で、次の質問で、米の販売について聞いております。実際に米を販売する時に邑南町の米ですっていうだけで売れますか、売れませんか、っていうことだと思います。あのう、まず、通告どおり聞きますと、まず、米を販売に取り組まれます。まず今年度の活動内容について教えてください。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 番外

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** ええ、今年取り組みを計画しております農産物の販路拡

大についてのご質問でございますけれども、ええ、まあ、邑南町は農業経営の部分で、ええ、いくつかの課題を抱えております。ええ、一つには農産物の価格の低迷などによる農業の収入の減少であるとか、従事者の高齢化とか、担い手の不足ですとか、有害鳥獣被害の増加であるとか、集落営農の将来的な不安といったようなものがあるわけでございますけれども、その結果農家戸数が徐々に減少し、耕作放棄地が拡大しているということが、まあ、懸念として挙げられると思います。ええ、これらのうち、まずは、農業収入の増加を図ることによって、少しでも耕作放棄地の拡大の防止ですとか、農業後継者の確保につなげたいと考えておりまして、米の販路拡大に取り組もうというふうに考えているものでございます。ええ、今年度の取り組み内容としましては、三つの目標を掲げております。一つ目には、米の販路拡大として、広島邑南会、関西邑南会、東京邑南会などの出身者、出身者会を通じて、実需者の紹介や情報提供をお願いしたいと考えておりまして、生産農家や農業法人とのマッチングをすすめていきたいというふうに考えております。2点目としましては、農家収入の増大を目指して、田んぼのオーナー制度に取り組んでいきたいと考えております。これは企業に対し10a程度を単位として田んぼのオーナーになって頂いて、玄米で10a当たり450kg程度を保証するというものでございます。ええ、契約田は企業の宣伝とか福利厚生活動に使用して頂いて、収穫したコメについてはオーナーになっていただいた企業が自らの米として全量を活用していただくという制度でございます。ええ、参加して頂く企業には、まあ、税制面ですとか、社会貢献になるメリットというものがございしますので、まあ、近隣の企業を対象にオーナー制度の募集に取り組んでみたいと考えております。ええ、三つ目には酒米の生産拡大と実需者の掘り起こしに組みたいと考えております。酒米は、品種の特性として栽培方法や収穫量に難点がございまして、邑南町においては栽培面積が限られております。しかしながら、販売単価は主食用米に比べて高く、また品種によっては倒伏被害にも強くて収穫量も主食用米と同等程度が見込める品種もございしますので、酒蔵メーカーなどの情報収集を進めて、農家収入の向上につながる取り組みを模索していきたいというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。残り時間が10分を切りましたので、

●大屋議員(大屋光宏) はい、質疑の時より比較的詳しく説明をしていただいたんだと思います。えと、高く売って、所得向上に結び付けるっていう意味が非常に分かりにくいなあともしらしたら、その点につきましては、あのう、田んぼのオーナー制度とか新たな取り組みをされると言われましたし、あのう、酒米の生産拡大っていうことで、これも、あのう、町として取り組めば、えと、それに応えて行う生産者っていうのは所得拡大になるんだと思います。で、最終的に問題は、あのう、米の販路拡大だと思います。なかなか産地間競争が激しい中でどうやって拡大をしていくか、まあ、えと、出身者会を通じてということで、出身者会の人々に買っていただくのは、知名度もあるしできることだと思いますが、それは個人の販売であって、限界があるんだと思います。で、もう少し踏み込んで課長の答弁の中には、そのう、そういう方々に紹介していただいて、人なり企業なりを実需者と結びつけるということだったと思います。いくら間に邑南町

を知っている方が入っていただいても、いかに販売、あと、契約に結びつけるかっていうのは邑南町の米が客観的にどういう米であるかっていう判断なんだと思います。そのためにも他の産地に比較して優位ななんらかの認証制度を取っておくべきだとは思いますが、たとえば、えと、業務用であれ、えと、スーパーなり、小売業であれ、他産地と競合した時に邑南町の売りはなんであるっていうことで売り込むつもりですか。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** ええ、他産地との競争での邑南町の米の優位点ですけども、私はあのう、この気候風土であるとか、水環境であるとか、こういう条件で栽培をしているという事実、これは非常に強みとして、ええ、挙げることができると思いますし、それと農協を中心に進めていただいております、とくよう、ああ、ええと、あのう、ハーブ米などの農産物ですけども、こういうものを、これだけの量をまとまって作っているというのは他産地に対しての有利だというふうに思っております。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい、あのう、まあ、他産地と価格競争に入りたいくはないわけです。で、入らないためにはいかに有利でイメージ戦略にもっていくかっていう中で、先ほど課長が言われたとおり、気候風土である、ハーブ米での実績、イメージはすごく大事だと思います。ただ、気候風土が良いですよっていうイメージをいかに具体的にすることが認証制度なんだと思います。もうすごくこの認証制度にこだわるのは、たぶん現場でやってる生産者っていうのは一番よく分かってるんだと思います。ぼく、本棚を調べてましたら、GAPの本が出て来ましたが、10年前の本でした。おそらくその認証制度が必要だよっていう認識が生産者に芽生えたのは、えと、平成18年から20年前後なんだと思います。えと、農産物の安全性がすごく問われた時に、一つ、ひとつの農産物を検査して安全ですよ、残留農薬はないですよっていうのは不可能であり、抽出検査であってもお店に売ってるものは絶対安心ではないっていうのはよく分かってる、じゃあ、どうするか、何をしなければいけないのかっていうのが、そういうGAPとかの認証制度だったんだと思います。で、それが今になって、復活したように動き出して、10年間全然動かなかったのは、えと、間に入る行政なり、農協の人がこんな難しいことはできないっていう判断があったからです。だから、代わりに美味しまねだとか、もっと簡単な制度とか、似たような制度をたくさん生み出して、結局は日本の制度は世界標準ではないって言われてます。だから、今自らの力で生きる生産者っていうのは、すべてこういうのは自分でやってきてます。今他産地との米の競争って言いましたが、現実には他の大きな生産者の競争です。相手は世界標準をもって売りにきてます。それにいかに邑南町の米が対抗していくか、いくから自分たちが美味しいよって言うってても、それは世間から認知されてない、それは現場の生産者が一番よく分かってて、行政にもやはりそういう認証制度、えと、社会に、あのう、他の企業、自治体、消費者に対してアピールするものが欲しいっていうのが、あのう、切なる願いだと思ってます。で、そこで最後の質問ですが、米の生産において、邑南町は条件不利地って言われてます。えと、斐川や他の平野地に比べ邑南町は不利だと言われ続けてます。ただ、邑南町を見た

中でも、平地で見渡すことができる地域っていうのは、比較的条件が良くて、水源に近いところに行くにつれて、形状も傾斜も悪くなりまして、非常に条件は悪い。邑南町の中でもいい条件と悪い条件があります。で、邑南町の中の生産者はよそに行きますと、こんな広いところでできると、あのう、もっとよくできるのについて言われます。技術的な自信があるんだと思います。逆に言えば、邑南町の中でもほんとに条件が不利だよって言われるところの農業が成り立つものの仕組みをつくれば、邑南町どこでもできるんだと思います。よそに対しても、あのう、技術的にも経営的にも優位に立てると思ってます。そういう中で町としてほんとに邑南町の中でも、条件が悪い地域の農業、どういうふうになり立たせるのか、そこの考えを教えてください。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** ええ、条件不利地における農業振興をどのように進めていくのかというご質問でございますけれども、条件不利地域では、生産の効率化やコスト低減が難しいことから、まずは作物や品種選定において、できるだけ付加価値の高いものを作付けていただいたり、ええ、作付けていただいて、農業経営を維持していくことが重要というふうに考えております。また、棚田などを都市住民との交流に活用したり、田んぼのオーナー制度ですとか、生協ひろしまの組合員の皆さんと行っているふれあい水田の取り組みなどというのは、今後の条件不利地での農地活用のアイデアと考えているところでございますが、まあ、これは条件不利地、地域を水稻で継続していこうとする場合に、まあ、こういうことなんですけれども、それ以外には、まあ、あのう、水稻から転換をしてその条件不利地と言いましても、その条件不利の条件というのは多々あるわけですので、それに見合うような形の作物を選定していくという方法はあると思いますが、ただ水稻と比較してそういう転換作物の場合には労力の問題などがありますので、そういったものを総合的に組み合わせて、かんかく、考えていく必要があるというふうに考えております。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい、あのう、まあ、条件が不利っていったら失礼になるかも知れませんが、なかなか経営環境がよくない地域において、たとえば、オーナー制度っていうのは一つのあり方だと思います。また米を作っても、品種の付加価値をつけると言われました。ということは、今は、僕はそれも一つの方法だと思います。今は邑南町ひとつの邑南町産の米でコシヒカリであってもどこのでもコシヒカリ同じです。たとえば、源流に近い生活排水が少ない地域の米に関しては違う品種をもってきて、そのものについてなんらかの町の認定制度をつけて、邑南町の中でも平坦なこと急傾斜の地域の品種を分ける。明確にブランドも分けるっていうのも一つのやり方だと思います。えと、元に戻って最初にいった認証制度において、たとえばその地域を限定した中で、星が一つもらえるってあれば、優位に立てると思うんです。やはりその条件が不利な地域であっても、気候環境などいい点については評価を高くしてあげる認証制度を作ってあげるっていうことは、町の農業振興の一つの役割だと思うんです。だから、認証制度っていうのは、あのう、なんか否定をされてるわけじゃあないかも知れませんが、邑南町独自

の今後の方向性なり、これに取り組んでステップアップができるものっていうのは、やはりその条件不利地域の農業の振興のためには必要だと思うんです。A級グルメっていうのにこだわるわけじゃあないかも知れませんが、そういう考えはありませんか。

●議長(山中康樹) 残り時間はもうありませんが、答えていただければ。簡単に。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) あのう、考え方にもまあ、いろいろあるんだと思うんですけども、あのう、まあ、今の質問の中にあるように、その山際に近い条件不利な農地で作った農産物、それから平坦なところで作った農産物、品種を分けるというふうにこう細かく分けていくと、それぞれのできる量というのは非常に小さくなっていくと思います。ええ、ある程度やっぱり売っていくためには量も必要、品質の統一も必要ということもありますので、ええ、どちらをどう優先していった方がほんとに売りやすいのかというのは、もう少し検討する必要があるんじゃないかなと思います。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、最初の町内に買い物もそうです。先ほどの、あのう、中山間の中の条件の不利な地域の農業もそうです。あのう、町は施策を出されます。品種の付加価値をつけたらどうか、じゃあそれを形にして示してください、いやそれをする、量が少なくなる、だから総論賛成、各論反対なんです。今の町のやり方っていうのは。やはりこう、こうすべきがいいと思いますって言われたら、それをもっと形に示していただきたいと思います。あのう、条件が不利な場所での農業をいかにやっていくってのは、かは邑南町にとっても大きな課題だと思いますんで、今後も質問を続けたいと思います。時間が若干オーバーしましたが、ありがとうございました。

●議長(山中康樹) 以上で大屋議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開午後は2時30分といたします。

—— 午後 2時17分 休憩 ——

—— 午後 2時30分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。続きまして通告順位第4号、瀧田議員登壇をお願いします。

●瀧田議員(瀧田均) 議長。

●議長(山中康樹) 2番、瀧田議員。

●瀧田議員(瀧田均) はい、ええ、2番議員の瀧田均でございます。ええ、他の議員さんもおっしゃいましたが、ああ、私も今後、4年間心機一転邑南町の元気のために一生懸命頑張ってまいりたいと思います。どうかよろしくお願いします。ええ、あのう、ここに5月5日の農業新聞がありますけれども、ええ、子育て世代農山村へというような見出し、または田園回帰を迎え、導けとかいうような、最近田園回帰ということばをよく目にします。ええ、若者を中心に都会地から田舎に移り住む人が全国的に増加をしているというふうに聞きます。ええ、田園回帰現象というふうに新聞にも書いてありますし、そういうふうに言うそうですが、ええ、邑南町はその先頭を走っていると心強く感じています。ええ、一昨年度まで3年連続して社会動態人口が増加したことがそれを物語っ

ていると思います。これまで石橋町長をトップとして、オール邑南町で子育て対策や定住対策に取り組んで来られた成果だと高く評価するものでございます。今後も地区別戦略や邑南町の総合戦略がうまく機能して、社会動態のプラスが継続することを願っているところでございます。邑南町のような中山間地は、企業進出がそんなにあるものではないと思いますので、どうしても農林業関係を中心に、雇用の場を見出すことを考えるを得ないというふうに思います。ええ、田園回帰で地方を目指す方の多くは、農業に携わる仕事への関心が高いと新聞記事を目にします。私たち受け入れる側が気を付けておくべきことは、移住者の居住環境や就農環境を整えておくことが重要だと認識をしているところでございます。町内の各地区で策定された地区別戦略の中には、定住のために空き家活用の提案がかなり見受けられます。就農意欲のある移住者にとっては空き家の有効活用に併せ、農地が利用できるかどうかを定住決断の要件にされる方もあるかと思います。そういう意味で農地の多様な活用方法を可能にすることが、移住者の定住や耕作放棄地の発生防止につながるのではないかと私は思っています。美しい邑南町の景観をいつまでも保っていくためにも、皆さまと知恵を出し合い、協力し合って農地の保全維持に取り組んでいきたいと思っています。さて、今回の一般質問は、ええ、一つ目が農地の保全対策と今後の農業支援について。二つ目が新たな農業委員会の役割について。三つ目がジビエ肉の活用についてと3項目質問事項を通告しています。一つ目と二つ目の質問については関連がありますので、質問内容が重複することがあるかも知れませんが予めご了承くださいますようお願い申しあげます。ええ、最初の質問は農地の保全についてです。営農の形態がどうであれ、担い手が確保できなければ、ああ、担い手が確保できれば心配することはないのですが、町内の現状を見た時、就農者年齢の高齢化と次の世代を受け継ぐ担い手の不足が懸念をされます。農地の保全や維持は、将来どのようにすべきと考えておられるか、まず最初にお伺いをいたします。

●**田中農業委員会会長(田中正規)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 田中農業委員(会)会長。

●**田中農業委員会会長(田中正規)** ええ、農地の維持管理についてでございますが、現状では、優良農地の多くは中山間地域等直接支払交付金制度による集落協定活動や、多面的機能支払交付金事業による維持管理活動や施設の長寿命化修繕、更新工事の実施など、補助金を活用しながら維持管理や営農活動が行われていると考えています。高齢化などで集落協定が締結できない集落も発生してきていますが、土地改良事業が実施されたような優良農地のほとんどは、営農や維持管理が継続されるものと思われます。山際などの小面積であるとか、水利が悪い、鳥獣被害が著しいというような条件不利農地については、将来的には耕作放棄が心配され、高齢化や担い手不足などもあり、すべての農地を維持していくというのは限界があると思われます。ええ、そこで、守るべき農地の範囲を定め、優良農地については担い手による農地の集積、集約化や新たな担い手を確保するなどの対策を行い、荒廃しないように守っていく線引きが必要な時期に来ていると考えています。

●**瀧田議員(瀧田均)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 瀧田議員。

●**瀧田議員(瀧田均)** はい、ええ、これまでも邑南町の農業の将来像や農業振興等につい

ていろいろと議論が重ねられてきたところでございます。ええ、中山間地の農業は国の農業政策に左右されやすいことから、営農の法人化等集団や組織で農業に取り組むことを目標の一つに掲げているところと認識をしています。ええ、以前の質問で営農の組織化推進について、ええ、お伺いしましたが、邑南町は島根県が示している石央地域の目標値を参考に組織化を図るという回答であったと記憶をしています。その時にも申し上げましたが、組織化は目標を掲げて取り組むことが成果につながるものと思いますので、ええ、自主目標を設定されるように、ええ、再び提案をさせていただきたいというふうに思います。ええ、法人等で営農することが農地の管理を柔軟に行うことになると思いますが、どうやっても最終的には担い手がなければ、先ほど農業委員会会長さんがおっしゃいましたように、ええ、農地の保全が維持できなくなるのは覚悟しなければなりません。Iターン、Uターン、法人化等々できる限りの策を講じて、担い手を確保することに全力で取り組むことがむずかしいことではありますが、重要なことだというふうに思っております。ええ、逆に、先ほど若干述べられましたが、担い手が確保できない場合は、営農する農地を限定して保全するということも仕方がないという考え方もあるとは思いますが、私は、今はまだそういうことを考える段階ではないというふうに思っております。ええ、皆さんとともにさらなる努力を重ねていきたいというふうに思っているところでございます。ええ、将来の邑南町の人口目標は2060年時点で、ええ、約1万人に設定されているというふうに認識をしております。ええ、出生率の増加や移住者の定住等、あらゆる要素を想定し、定められたもので、容易な目標ではないというふうに理解しております。移住者の受け入れについては、新たなことや多様なことへの挑戦を、挑戦と実践を積み重ねることが重要と考えております。地方に移住して新しい生き方を選択する人の多くは、都会地よりもゆったりとした時間や雰囲気の中で土との触れ合いを楽しみながら、自分らしく生活したいと思っておられるのではないかとこのように思います。そういう方は少しの農地を必要としておられ、その思いをくみ取ることが定住につながるのではないかとこのように思います。現在、邑南町では移住者が空き家を購入等して、取得しても隣接する家庭菜園できる程度の農地は取得できないこととなっていると聞いておりますが、そういう事例が実際にあるのかどうかを含めて現状をおたずねをします。そして、聞くところによると、以前は農地を取得する場合、営農目的で5反以上の農地を取得することが条件だったようですが、現在は、営農目的は変わらないものの取得面積が3反以上に要件変更されたというふうに伺っています。変更された理由や目的は何なんでしょうか。お伺いをいたします。

●**田中農業委員会会長(田中正規)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 田中農業委員会会長。

●**田中農業委員会会長(田中正規)** ええ、空き家等に付随している小農地の件でございますが、集計をしていませんが、実際にはそういうようせ、要望があるということは知っております。ええ、たいへん、簡単な答えで申し訳ないですが、それとですね、ええ、まあ、5反以上の農地取得営農から3反以上農地取得の制約転換は何が目的であったかという質問でございますが、農地法では農地を取得する場合の許可基準の一つに、下限面積の規定があり、受け手の農地取得後の合計面積が、県の場合は原則50a以上となることが規定されています。この規定は、経営面積が小さいと生産性が低く、

農業経営が効率的かつ安定的に継続できないことが想定されることから、許可後の農地面積が一定以上にならないと許可ができないとされているためでございます。しかしながら、平成21年の農地法改正により、個人が農業に参入しやすくするために、下限面積である50aが緩和されることになり、こととなり、ええ、こととなりました。この改正により、地域の平均的な経営規模が地域の実情に合わないなどの場合には、農業委員かんの、農業委員会の判断で別段の面積を定めることができるようになりました。平成21年の農地法改正以前でも、県知事の公告による別段面積が設定されており、町内でも一部地域においては30a又は40aの別段面積として設定を、が、なされておりました。

●**瀧田議員(瀧田均)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 瀧田議員。

●**瀧田議員(瀧田均)** はい、ありがとうございます。ええと、私が今から聞きたいのは、ええ、さらに小さい面積の3反以下の面積についてであります、ええ、それ、その質問をするのに、ちょうど農業新聞の5月14日の新聞に載っていた事例がありますので、ええ、それを少し読んで、紹介させていただいて、答弁をいただければというふうに思っています。ええ、新聞にはですね、ええ、都市からの移住希望者が空き家を買おうとすると農地もいつ、一緒に買い取りをとという話になる。こうした課題に対し、空き家に付随する農地の取得に限り、特例として取得の下限面積を1～2aとする、一畝から二畝ですね、2aとする自治体が増えている。4月には兵庫県には、ああ、4月には兵庫県豊岡市が全国最小となる下限面積1㎡とした、という記事が、ああ、載っております。ええ、先ほど移住者の心情について述べましたが、来られた方の夢を叶えてあげるためにも、農地保全のためにも新聞に特例が掲載してありますように、わずかな農地や3反以下の農地が取得できるよう、先ほど農業委員会の判断でできるというような回答をしてくださいましたので、ええ、要件緩和をしていただきたいというふうに思います。ええ、このことについては、ええ、以前この件について、他の議員さんからも検討するようお願いがなされたといふふうに思いますが、ええ、検討結果が出たのかを含め、ええ、ご見解をお伺いをいたします。

●**田中農業委員会会長(田中正規)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 田中農業委員会会長。

●**田中農業委員会会長(田中正規)** ええ、平成21年の農地法の改正後、邑南町では地域の経営面積などをもとに、一部の地区におきまして40a、30aの別段面積を設定していました。その後、平成23年に別段面積の引き下げを行っておりますが、この引き下げを決定する際には、別段面積の引き下げにより小規模な農家が増加することの懸念や、農地の効率的な利用を阻害する恐れがあるのではないかとといったような意見もあり、当時の農業委員会で検討を重ねた結果、石見、瑞穂地域は30a、羽須美ちいく、地域は20aに別段面積を引き下げることになり、こととなりました。この引き下げは、高齢、兼業化、離農、町外転出等、農地の遊休化や、新規就農等を促進しなければ、農地の保全及び有効利用が難しいというのが、引き下げを行った理由でございました。現在もこの面積が別段面積として設定されております。平成23年に別段面積の引き下げを、引き下げた際の意見もあったように、全地域でさ

らに別段面積の引き下げを行った場合の影響について、十分に検討する必要があると思われますので、まずは、町の空き家バンクに登録してある空き家に関連する農地を対象にして、少面積でも取得ができるようにする、といった方向で現在検討中でございます。ええ、面積がいくらになるか、あるいは飛び地の面積はどういうふうに解釈するのか、様々な問題点ありますんで、しばらく時間がかかるんじゃないかというように思っております。あのう、農地法では農地の取得の要件は下限面積だけではございませんで、実際に農作業を自ら行う、あるいは、他にもいくつか要件がありますので、農地を、まあ、その空き家バンクについでる農地を取得される方については、積極的に農業に関わっていただきたいというふうに思っております。

●**瀧田議員(瀧田均)** はい、議長。

●**議長(山中康樹)** 瀧田議員。

●**瀧田議員(瀧田均)** はい、ええ、わずかな面積については、今検討中であるという回答であったというふうに思います。ええ、先ほども申しましたように、農地の担い手がかんたん高齢化、少なくなって、ええ、農業に関心のある田園回帰を、の気持ちを持った若者が邑南町を目指してきたときに、そういうわずかな面積の農地を家といっしょに購入したいとか、借りたいとかいったような要望があった時に、それができないということになれば、せっかく邑南町を目指して来ようかなと思った人の足を止めることにつながっていくのではないかというふうな思いがありますので、是非ともそういう要件緩和を図っていただきますようお願いをしておきたいというふうに思います。ええ、次に1番目の質問の3番目に移っていききたいというふうに思います。ええ、農業者と行政や関係団体が連携して営農に取り組むことが邑南町の元気な農業につながるということは、今まででも申し上げているところであります。ええ、以前の一般質問で、ええ、邑南町の農業の将来像をすめ、示すべきという質問をいたしました、町長からは邑南町農業再生協議会等の席で、農業者の皆さんからいろいろな意見を聞いたと、それぞれ特徴があって、それぞれが大切だと感じた、だから邑南町の農業をまとめて一つの方向にむけることは無理があり、それぞれに対する支援が必要な時に、町としてできる支援を考えたいと。特に米を始め、農産物の販売の面でできる役割を果たしていきたいと、邑南町で、生産される農産物は品質が良いと評価いただいているので、さらに磨きをかけるためには、農産物生産の元である土づくりに力を入れたいというような主旨のことを回答されたと記憶をしております。町内の営農活動の活性化は農地の保全維持とも密接な関係にあると思いますが、今後の邑南町の農業振興について、ええ、具体的に何を実践されようとしているのかお伺いをいたします。ええ、先ほどの7番議員さんの質問もいろいろ提案をされておりましたけれども、ええ、私からは土づくりのことについて、ええ、どのように具体的な思いを持っておられるかを聞いていきたいというふうに思います。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** ええ、ご質問の件は、昨年12月定例会の瀧田議員さんの一般質問に対する町長答弁にありました「邑南町の農業は生産している品目が多種多様ですし、生産しておられる農家さんの経営規模も大小様々で、農地の条件

も様々ですので、町の方針として邑南町はみんなでこの作物を作りましょうといったまとめ方はできない、それぞれの農家の皆さんの思いを後押しするのが行政の役割だというふうに思っています」という部分のご質問だというふうに思います。今後、具体的に何を実践するのかとのご質問でございますけれども、その町長答弁の後段の部分にもありましたように、邑南町の農業は多種多様ではありますけれども、その中で共通の部分もございます。それはいいものを作るということ、そしてそれをしっかりと売っていくということでございます。具体的には何をと、ご質問ですが、たとえば今議会に補正をお願いしております農産物の販路拡大のための取り組みは、その一つだというふうに思っております。また土づくりについて、ということでもございましたが、土づくりというのはやはりいいものを作るということでは基本になる部分ですので、これはこれまで同様、支援を続けていきたいというふうに思っております。

●**瀧田議員(瀧田均)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 瀧田議員。

●**瀧田議員(瀧田均)** はい、ええ、先般の質疑の時にお聞きをしました、ああ、先ほどの7番議員さんの答えにもあったわけですが、ええ、米を広島邑南会や関西邑南会、東京邑南会の等へ販売をしていくということをお聞きをしました。ええ、町長が答弁された販路のできることということで、ええ、すぐに実践をしていただいてありがとうございます。ええ、先ほどの議員さんの質問の、ええ、認証制度、グルメ、ええ、等々、いろいろ、詳細な質問をされましたが、あのう、私は土づくりという点で以前も課長のほうから、たい肥の、田畑への投入ということが大事だというお話を聞かしていただきましたが、あのう、確かに、ええ、化学肥料と、等のものばかりを、り、あのう、活用するのではなくて、そういう有機質のバークたい肥とか、森林組合の生産しているたい肥とか、そういうものを投入していろんな農産物を生産するべきというふうに思っているわけですが、あのう、今、農協とか森林組合で作っておられるバークたい肥が、今のままで、ええ、の品質で、ええ、よいと思っておられるのか、もう少し改良を加えていく必要があると思っておられるのか、そこをお聞きしたいのですが、あのう、ええと、時期は、ええ、去年だったと思いますが、あのう、はっきり、ええ、どこの高校とは覚えてないんですが、どっかの高校が竹を粉にして、ええ、それを稲作に利用して、味のいいお米をつくるというような記事が載っておりましたが、あのう、まあ、そういうようなこともいろいろ考えて、よりよいたい肥作りをするべきと思いますが、今の点についてご回答をお願いしたいと思います。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** ええ、土づくりをすすめる上で、あのう、たい肥の品質について、まあ、これでよい、よいのかというご質問でございましたけれども、あのう、まあ、森林組合、農協で作られているたい肥は、町内では、まあ、量的には非常に多いと思いますけれども、この二つについて、私は特にその品質でなにか苦情を聞いたということもございませんで、あのう、特に、農協のほうのたい肥については、施設は町が指定管理をした施設でつくっていただいておりますので、私も時々現場を見に行きます

けれども、品質的に特に何か注文をつけなければいけないような状況になっているとは思っておりません。ただ、その、それ以外の個々の農家で作っておられるものについては、品質というのは役場のほうで、農林振興課のほうですべてを把握しておるわけではありませんが、まあ、確かに品質的にはいろいろなバラつきがあるということは私も伺っております。

●**瀧田議員(瀧田均)** はい、議長。

●**議長(山中康樹)** 瀧田議員。

●**瀧田議員(瀧田均)** はい、ええ、まあ、あのう、農協の指導等で私も法人のほうでキャベツをつくったりしておりますけれども、たい肥を投入するように指導されてやっております。ええ、そういったふうに先ほども非常にむづかしいやりとりをしておられましたが、あのう、やはり、たい肥を活用した農産物の生産ということは大事なことだろうというふうに思いますので、ええ、それを行政として農家の皆さんに推進をしていただくようお願いをしたり、PRしたりすることが、邑南町農産物の品質と言いましょるか、良さを訴えることに、消費者に訴えることにもなると思いますので、ええ、そこらあたりを今後も考えていただければというふうに思います。ええ、それでは2番目の質問に移りたいと思います。ええ、先ほどから農業者の担い手確保や営農の活性化について申し上げておりますが、農業委員会の役割、関わりが営農の継続や農地保全等にも影響があるものと思うところがございます。そういう意味で新たな農業委員会の役割についてお伺いをしたいと思います。ええ、一つ目ですが、ええ、平成28年4月から農業委員会法が改正されたようですが、任期の関係で邑南町においては制度の変更が何時からとなったのか、それから、ええ、改正の趣旨と主な改正内容について説明をお願いいたします。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** ええ、農業委員会法の主な改正内容についてのご質問でございます。ええ、平成28年4月から改正農業委員会法が施行され、邑南町でも本年4月から改正法に基づき農業委員会も新体制となり、活動が始まったところでございます。大きな改正点といたしましては三つございます。1点目として、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の最も重要な事務であることが明確にされ、改正前は農業委員会の任意事務であったものが、必須事務として位置づけられました。農地等の利用の最適化の推進とは、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進により農地利用の効率化を図ることとされており、国としても、今後10年間で担い手への農地集積率を大幅に上昇させる目標を掲げるなど強力に推進していくという方針がござっております。2点目は、農業委員の選出方法の変更でございます。公選制による選出方法から、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法へと改められました。3点目は、農地利用最適化推進委員の新設でございます。農業委員とは別に、担当地域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設されました。以上の三つが主な改正点で、農地等の利用の最適化を推進していくため、農業委員会と農地利用最適化推進委員とで連携、協力しながら農業委員会の活動を推進して

いくこととしております。

●**瀧田議員(瀧田均)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 瀧田議員。

●**瀧田議員(瀧田均)** はい、ええと、ご説明ありがとうございます。ええ、主に三つの改正点があるということで、ええ、農地利用の最適化の推進を明確にして、ええ、必須義務にした、が1点。もう1点が、町長の任命制に変更になった。もう一つは、ええ、農地利用最適化推進委員というものを新設をしたと、この三つだというふうにお聞きをしました。ええ、この農業委員会法の改正ですが、ええ、一つ、あのう、お聞きをしたいことを付け加えますが、ええと、農業委員会の事務局は、ええ、今までは、ええ、邑南町でいうと、農林振興課の職員さんがやっておられたというふうに思いますが、ええと、この改正によって、ええ、農業委員会に専属の事務局職員を置くということを、ええ、町長が努力しなければならないというようなことがあるやに聞いておりますが、その点はいかがですか。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** ええ、農業委員会の事務局体制でございますけれども、これはあのう、大きい市町などでは、あのう、別に農業委員会の事務局を持ったところもございすけれども、邑南町の場合は従来から農業委員会の事務局というのは、農業振興課の中に農地係の併任でございました。その部分については法の規定のほうも変わっておりませんし、体制についても従来のものをそのまま引きついでおります。

●**瀧田議員(瀧田均)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 瀧田議員。

●**瀧田議員(瀧田均)** ええと、あのう、私も質問をするに際して、若干、ええ、調べてきたわけですが、ええ、ちょっとあのう、今の点について、ええ、書いたものを読まさせていただきますが、今般の改正では農業委員会は、農業委員会事務局の事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保、および資質の向上を図るよう努めなければならないとされました。法の第26条第5項というふうにあります、この文面は私の理解とは違うということなんでしょうか。お聞きをします。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** あのう、事務局体制について、努めなければならないがと定められておりますが、それはあのう、町の規模、それから農地の面積などにもよって、それぞれの町の判断で、ええ、体制というのは組めるようにそのように規定されているというふうに理解しております。

●**瀧田議員(瀧田均)** はい、議長。

●**議長(山中康樹)** 瀧田議員。

●**瀧田議員(瀧田均)** ええと、あのう、分かりました。ええ、先ほどあのう、農地利用の最適化の中身を説明をいただきましたけれども、ええ、担い手への集積とか集約化ということをおっしゃいました。ええ、以前の一般質問においても、国は法人等の営農組織

へ担い手率の80%を持っていきたいというような考えを示しておられるわけでごいまして、邑南町においてもそういう農地の適正化を図るためにそういう組織化を進めることが大事だと思っておりますが、農業委員会法でそういう最適化が示されましたので邑南町においても先ほども申し上げましたが、法人等の組織化を目標を持って取り組んでいただきたいというふうに思いますが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、農地の利用の最適化の推進について、どのような取り組みをしていくかということでございますけれども、あのう、質問の中にもございましたように、ええ、邑南町として、ええ、経営のコスト削減のためには規模の拡大というのはこれはもう最低限必要だというふうに思っておりますので、ええ、法人化についてはこれまでどおり推進してまいります。それから、ええ、その農地の集積にあたりましては、これまでに、人・農地プランも定めておりますので、こういったものを使いながら皆さん方と話し合いを深めていくということも引き続き続けていく必要があると思っております。ええ、いずれにいたしましても国が80%という目標を掲げておりますが、これはまあ、全国押しなべてそういう数字でありまして、この中山間地で、ええ、それができるというのは非常に難しい、あのう、高いハードルだというふうに思っておりますけれども、しかしながら、まあ、あのう、農地を維持していく上では、先ほどのような農地の集積、コストダウンというのは、これは避けて通れない道だと思っておりますので、引き続き取り組みは続けていくというふうに考えております。

●瀧田議員(瀧田均) 議長。

●議長(山中康樹) 瀧田議員。

●瀧田議員(瀧田均) ええ、必要なことは、ええ、認めてもらえますが、あのう、認めておられると思いますが、あのう、私が聞いておりますのは、ええ、法人等の組織化を、たとえば、ええ、何年度には何法人を立ち上げるというような目標の立て方をして、ええ、それに目標に向かって、ええ、進めていかないとなかなか法人、立ち上げ、法人の立ち上げと唱えても、法人の立ち上げになかなか至らないので、ええ、年度、年度の目標を立てて取り組んではどうですかという質問をしています。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、邑南町で独自の目標設定をということでございますけれども、まあ、これについては、あのう、その、目標、まあ、事実、今、設定をして、邑南町としての独自の設定はしておりません。ええ、これはまあ、あのう、事情がございますして、これまで集落営農型の法人の設立いうのを中心にずっと進めてまいりましたけれども、ええ、ここ数年非常にそのペースが落ちております。と言いますのは、それはあのう、できそうなところというのはもうすでに取り組みをされている。そのできないところというのは、やはり、ええ、地域を引っ張っていく人材のまず育成から取り組んでいかなければ、そこに進めないということだというふうに私は思っております。それで、今、新しい考え方としておりますのは、集落営農だけにこだわるのではなくて、国の各種の政策というのは、以前は集落の中での集積の要件ですとか、面積要件という

のを付けておりましたが、近頃ではそういったものが外れてまいりましたので、私は、あのう、法人化というのは集落営農だけにこだわるのではなくて、ええ、できそうなどころから、規模は小さくても法人化をしていくということも、一緒に併せて考えていくということもこれからは必要になってくるんでないかというふうに思っております。

●**瀧田議員(瀧田均)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 瀧田議員。

●**瀧田議員(瀧田均)** ええと、2番目の質問ですが、ええ、先ほど、あのう、農業委員会の委員、それから、ええ、適正化推進委員のところである程度お聞きをしましたので、ここは省略をしたいと思います。ええ、それで最後の質問に移ります。ええ、政府はジビエの利用拡大に向けて、流通体制の整備に乗り出すということが、農業新聞に掲載をされております。ええ、これは5月29日の農業新聞ですが、大きく一面に12地区に処理拠点というような見出しで、ええ、出ているわけです。ええ、狩猟現場と消費者をつなぐ公営の食肉処理施設を設けることが柱となっています。ええ、複数の市町村で捕獲した鳥獣の買い取りから精肉加工、在庫調整、販売までその施設が行い、ええ、飲食店や小売店への安定供給を目指す取り組みが紹介をされている、おります。この中に、ええ、全国の12モデル地区で先行して実施し、2019年度にはジビエの利用を倍増させるという計画のようであります。ええ、そこで、ええ、3番目の一つ目の質問に移りますが、ええ、邑南町におけるジビエ活用はそんなに多くの量を扱うという実績はないのではないかと思います。ええ、平成7年ですか、ああ、建てられた羽須美にあるイノシシ肉加工場は現在20数年経過していると思いますが、ええ、現在どのように活用がされているのかお伺いをいたします。また、今後この施設が有効活用できる取り組みさき、取り組み策はもっておられるのかお聞きをします。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** ええ、町内にある公設の野生鳥獣の肉処理ができる施設ということの質問でございますが、ご質問のように公設としては、邑南町では1箇所、羽須美にあるのみでございます。ええ、こちらのほうでは主として狩猟期間中に捕獲されたイノシシの肉を処理、加工、販売していらっしゃいます。ええ、他には農林振興課のほうで把握しているところでは、町内で、ええ、民間で処理施設の許可を取っていらっしゃる方がいらっしゃるというふうに思っております。ええ、そのうちの一つ、まあ、議員さんの地元の日貫地区でございますが、こちらのほうではその個人で許可を受けられた施設で処理をされて、それを地域の皆さん方が、地域の加工施設で加工、調理をして販売をしておられるというふうに聞いております。で、今後の取り組みについてでございますけれども、あのう、ジビエの、野生鳥獣の肉につきましては、これまでは明確な基準がありませんでしたので、ええ、山で捕獲す、をされたものをそれぞれの狩猟者の皆さん方が処理をしてらっしゃいましたけれども、これを食品として活用していくためには、それなりの基準に沿った処理が必要になってまいりますので、そういったところを皆さん方に普及していったって、ええ、安心して、ええ、食品として取り扱われる調理現場の皆さん方に使っていただけるような、ああ、そういうものにしていかなければならないというふうに思っております。

●**瀧田議員(瀧田均)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 瀧田議員。

●**瀧田議員(瀧田均)** はい、ええ、今、課長の申されたのは、ええと、こういうような農林水産省が出している食肉利用活用についてというようなものの中に、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針、ガイドライン、概要というようなものがあるわけですが、こういうものがだんだんと整備をされて、ええ、考え方によっては厄介ものではなしに、食料の資源という捉え方をして、ええ、山間地の雇用の拡大等につなげようというとり、あのう、取り組みだというふうに思います。ええ、二つ目の質問に移ります。ええ、政府はジブ、ジビエ肉の販売を農村の経済成長の起爆剤としたい考えのようです。新聞に書いてあります。邑南町においてもこの主旨を理解し、取り組むことによって、ええ、羽須美のイノシシ肉加工場を町内のハブ施設として再整備し、供給体制を充実させ、雇用の場づくりと狩猟従事者の増加を目指し事業導入をするよう提案をするものでございます。ええ、町長は今年から羽須美地域の振興を特に強調しておられますので、ジビ、ジビエ肉の活用も地域振興の一つの視点として、ええ、視野に入れて取り組まれてはいかが、な、いかがかというふうに思います。またこの取り組みを導入するに、することにより、農作物の鳥獣被害の軽減を期待するとともに、ええ、食と農をアピールしている邑南町にとって、ジビエ料理は多様な特色ある料理提供につながるというふうに思いますので、ええ、政府が推進するこの事業への参加と取り組みをぜひとも検討されるようにご提案を申し上げるところでございます。町長のご見解をお伺いをいたします。

●**石橋町長(石橋良治)** はい議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 石橋町長。残り時間10分でございます。

●**石橋町長(石橋良治)** あのう、まあ、羽須美、特にそういう提案で振興したらどうかということです。で、今、あのう、4月に発足して、いろんな角度から今、羽須美の振興については、ああ、検討さしてる状況ですので、もちろんそのことも一つはテーマとして挙がってくるんだろうと、いずれは思います。ええ、ただそのう、ジビエについては、あのう、需要がどれぐらいあるのか、あるいは供給体制がどれぐらい確保できるのか、それと同時に、あのう、やるとすれば、今の生産拠点を拡大するとすればかなりのまた投資がいります。で、政府がやっぱりいけんのは、やる方向性をいくらかでも示すんですけど、これは誰でも示されるんですけど、問題はその財源がどういうふうについてくるかっていうことです。で、まあ、それなくして我々がですね、独自にその設けるわけにはいきません。そのことをまあ、しっかり政府に、まあ、うたって行かなきゃならないのが今後の課題だろうと思います。幸い、自民党の農林部会でも、今、あの中山間地を元気にする会がございまして、そこがその中山間地のそうした支援の特例制度を作ろうじゃあないかっていうことを、今考えておられますので、まあ、そういうところにも訴えて、政府のそういった支援をきらしていきたいなあと、まあ、こういうことが前提になろうかと思います。

●**瀧田議員(瀧田均)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 瀧田議員。

●**瀧田議員(瀧田均)** はい、ありがとうございます。ええ、まあ、いずれにしても取り組める内容なのかどうなのかちゅう、といったことを、この内容を研究をしていただいて、

ええ、あまり大きなお金の持ち出しがないことを期待するんですが、まあ、できそうなものならこれを取り組んでいかればどうかなというふうに思うところでございます。ええ、時間が若干残っておりますが、これで私の質問を終わりにしたいと思いますが、冒頭にも申しましたように、ええ、全力で4年間頑張っていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

●議長(山中康樹) 以上で瀧田議員の一般質問は終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。

—— 午後 3時23分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

